

令和2年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和3年度予算）

日 時 令和3年3月12日（金曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月12日 午前9時00分

付託議案

（市民生活部）

第22号議案 令和3年度宍粟市一般会計予算

第23号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第25号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

（健康福祉部）

第22号議案 令和3年度宍粟市一般会計予算

第24号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第26号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第27号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

出席委員（8名）

委員長	今井和夫	副委員長	津田晃伸
委員	榎橋美恵子	委員	神吉正男
〃	山下由美	〃	飯田吉則
〃	浅田雅昭	〃	田中一郎

出席説明員

（市民生活部）

[企画総務部]

市民生活部長	平瀬忠信	市民生活部次長	前川満
市民生活部次長	森本和人	市民生活部次長兼市民課長	中尾美恵子
税務課長	梶原昭一	債権回収課長	朱山和成
環境課長	宮田隆広	市民課副課長	田中幸

税務課副課長 伊野隆之

環境課副課長 寺西康雄

(健康福祉部)

健康福祉部長 世良智

健康福祉部次長 三木義彦

健康福祉部次長兼社会福祉課長 安井洋子

社会福祉課副課長 久内康伸

障害福祉課長 小椋憲樹

障害福祉課副課長 鳥羽千晴

高年福祉課長 有元靖代

高年福祉課係長 嵐 ゆかり

福祉相談課長 樽本美稚子

福祉相談課副課長 栗山早苗

保健福祉課長 平尾真弓

保健福祉課副課長 中田博康

一宮保健福祉課長 前田徳之

波賀保健福祉課長 藤井康明

千種保健福祉課長 村上正樹

波賀診療所事務長兼訪問看護ステーション事務長 牛谷宗明

保健福祉課副課長 荒尾和美

千種診療所事務長 木原伸司

事務局

局長 小谷慎一

係長 小椋沙織

主事 中瀬裕文

事務職員 中田歩

(午前 9時00分 開議)

○今井委員長 それでは、令和3年度予算委員会の2日目を開会いたします。

委員の皆さん、昨日に引き続きですけれども、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、市民生活部の審査を始めます。

まず、簡略に概要の説明をお願いいたします。資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ御説明ください。それでは、お願いします。

平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 改めましておはようございます。連日の予算審査、御苦労さまでございます。本日、市民生活部の審査となっておりますが、よろしく願いいたします。

最初に、私のほうから令和3年度の市民生活部の事務事業の基本方針とその概要につきまして若干説明をさせていただきたいと思っております。その後、森本次長より、予算委員会資料の説明をさせていただきたいと考えております。

まず、令和3年度の市民生活部の事務事業に係る基本方針としましては、市民の方と直接対応する業務が大半であり、市民目線に立った親切丁寧な対応を心がけるとともに、市民課窓口で総合案内機能を保ちながら市民に寄り添った対応に努め、引き続き市民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、部内各課の事務事業につきまして説明をさせていただきます。

まず、市民課につきましては、市民にとって最も身近な窓口として、住民基本台帳事務、福祉医療、後期高齢者医療事業及び国保事業を担当しております。令和元年7月より、高校世代までの医療費助成事業として、従来15歳までの子どもにつきまして医療費の無償化を実施しておりましたものを、子育て世代が安心して生活できる環境を整えるために、継続して18歳まで拡充して実施していきます。

また、マイナンバーカードの交付事業につきましては、カードへの付加価値が十分でないことから、申請状況は低調な状況ではありますが、令和元年度にマイナンバーカード交付円滑化計画を策定をさせていただき、申請の周知を図るとともに、令和2年度も土・日に特別開庁日として申請受付とカード交付をさせていただきまして、令和3年2月末現在の市全体におきましては、1万50人、率にして27%の市民の方に交付をさせていただいております。2022年3月末からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定とされておりますので、国の動向を注視しながら、全市民の方に交付できるように取り組んでまいりたいというふうに考えており

ます。

また、国民健康保険事業につきましては、他の医療保険と比べると年齢構成や医療費水準が高く、また、所得水準が低く、国保税の負担が重いという構造的な課題があり、保険者により保険税負担も異なることから、平成30年度から国保制度の安定を図ることを目的に、市町村とともに、兵庫県が共同保険者に加わり、財政運営を行っているところでございます。県の運営方針では、課税方式の4方式から3方式への移行や同一所得同一保険料を目指すことになっており、本市では、課税方式につきまして、平成30年度から段階的に資産割の廃止に向けて取り組み、令和2年度から3方式を完全実施しております。また、令和3年度においても、健康福祉部と連携し、特定健診の受診啓発や重症化予防事業などの取組により、医療費の適正化に努め、安定的な財政運営に取り組むこととしております。

次に、税務課におきましては、国保税を含む市税全般につきまして、公平・公正な課税に努めるとともに、徴収強化対策として、住民税の特別徴収100%実施に向けて取り組むとともに、24時間納付できますコンビニ収納やクレジット収納など、納税環境が整備されていることを知っておられない納税者もあることから、広報、しーたん放送及びホームページなどで周知をさせていただき、期限内納付を推進していきたいというふうに考えております。

次に、債権管理課につきましては、税務課と市民課と連携しながら、新たな滞納者を出さないということを基本とさせていただき、現年分の市税の納期が過ぎているものについて、納税者と早めの交渉をすることにより収納につなげる取組を引き続き実施をさせていただき、滞納額の削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、平成31年度からは兵庫県下初となります佐用町との市町間併任人事協定を締結させていただき、共同して相互の税務事務を応援することにより、迅速な対応を図るとともに、徴収技術の習得による職員のスキルアップにもつなげていきたいというふうに考えております。

次に、環境課につきましては、令和元年度より第3次環境基本計画の策定に着手しており、新型コロナウイルス感染症により環境審議会の開催ができなかったことから、令和3年度中に完了すべく、現在作業を進めております。環境基本計画では、本市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、その目標とする将来像の実現のため、環境保全や環境創造について方針を定め、将来に向かって取り組む方向性を決めていきたいというふうに考えております。

次に、再生可能エネルギーの推進につきましては、温室効果ガスによる地球温暖化の中でCO₂が大きく関わっており、昨年、国におきまして2050二酸化炭素排出実質ゼロの表明を受け、本市の特性であります豊かな森と自然を生かす取組を環境と組み合わせることで地球温暖化防止につなげていきたいと考えております。令和3年度は、従来から進めております木質バイオマス暖房機器に加えて、グリーンエネルギーによる小水力発電事業も含めて予算化をしております。また、公共施設のペレットストーブの活用による化石燃料の使用削減とペレットストーブの普及啓発を推進する地球温暖化事業の取組としてペレットの購入費用を増額して予算化をしております。

次に、ごみの収集と処理に関しましては、平成30年度から資源物回収ステーションでの資源物の収集を実施し、資源物のリサイクルの推進とごみの減量化に努め、平成31年度からは自治会や市民の御協力を得まして資源物の市内循環事業を実施しているところであり、収集経費の抑制にもつなげております。また、生ごみ減量化促進事業やリサイクル資源集団回収奨励金事業も継続して予算化をさせていただき、市民の御協力を得ながら、ごみの減量化をさらに推進することにしております。

以上で、令和3年度における市民生活部の取組の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○今井委員長 森本次長。

○森本市民生活部次長 部の全体的な方針につきまして、部長が申し上げたところですが、提出しております予算資料につきまして、概要説明をさせていただきます。

まず、市民課であります。1ページはマイナンバーカードの申請・交付状況並びにコンビニ交付状況です。申請等の状況ですが、令和3年2月末現在、申請件数1万22件、住民基本台帳に対する申請率は32.20%であります。交付済枚数1万50件、交付率は26.92%です。

また、コンビニ交付の証明書発行のうち、住民票と印鑑証明合わせて約9割の利用がありまして、これらの証明書を含め、証明発行枚数も平成28年の3月のコンビニ交付開始時期から毎年増えている状況でありまして、昨年度の同月対比で2倍に当たります。

市は、令和3年度におきましても、マイナンバーカードの取得を推進するため、マイナンバー交付円滑計画によりまして、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組を順次進めてまいります。

次に、2ページは福祉医療制度の対象者、所得制限、本人負担・限度額を示していますが、子育て世代の経済的な支援の充実を図ることを目的に、医療費助成を令和元年7月1日から高校生世代まで拡充しておりますが、引き続き継続して自己負担の全額助成を行います。また、令和3年7月1日から訪問看護療養費を福祉医療助成の対象とします。

次に、3ページは国民健康保険事業特別会計予算として、令和2年度当初予算と令和3年度当初予算の比較について示しております。

令和3年度は、令和2年度と比較しまして、県納付金は2,418万1,000円の減となりましたが、兵庫県通知の保険給付費1億4,720万4,000円の歳出像となっております。令和3年度当初予算案としまして、46億9,437万円、前年度に比べ1億2,857万5,000円の増額、増減率としまして約2.8%の増となっております。

次に、4ページは令和3年度国民健康保険に係る医療費適正化・保健事業の取組について示しております。

これらの事業実施に当たっては、保健福祉課等、関係部署と連携しまして特定健診の受診啓発や重症化予防事業などの取組によりまして、医療費適正化や資格の適正化などに努め、より安定した国民健康保険の運営を目指します。

次に、5ページは後期高齢者医療事業特別会計予算及び一般会計に係る後期高齢者医療事業会計予算として、令和2年度当初予算と令和3年度当初予算の比較について示しております。

後期高齢者医療事業特別会計予算では、令和2年度と比較しまして、被保険者1人当たりの医療費が伸びる影響があることから、歳入においては、保険料徴収による増、歳出においては医療費の伸びに伴う納付金の増が見込まれ、前年度に比べて645万円の増額、増減率として約1.1%の増となっております。

また、一般会計に係る後期高齢者医療事業関係予算では、令和3年度の当初予算として、兵庫県後期高齢者医療広域連合より、高齢者の保健事業の委託を受け、市で実施している介護予防事業と一体的に実施する新規事業分として事業実施事務委託金を歳入で予算計上、事業実施分を歳出で予算計上しております。前年度と比べまして、歳入では748万2,000円の増額、増減率としまして約6.1%の増、歳出では5,318万6,000円の増額、増減率として約8.2%の増となっております。

次に、税務課です。6ページは令和3年度市税予算案を示しております。

現年度課税分としまして、市民税では新型コロナウイルスによる経済活動の停滞や、税率改正による税収減、固定資産税では評価替えに伴う地価下落や家屋の経年

減点の影響によります税収減を見込んでおります。

軽自動車税では、取得価格の上昇による環境性能割及び税率改正による増を見込んでおります。

また、市たばこ税につきましては、消費動向の変化に伴う減少で1,139万3,000円の減収を見込んでおります。

市税全体では、前年度に比べ滞納繰越額も含めて2億675万7,000円の減、増減率として4.6%の減となっております。令和3年度の当初予算は42億9,199万円を計上しております。

次に、債権管理課です。7ページは、合併時の市税、国民健康保険税を合わせました滞納額、また平成28年度決算から令和2年度決算見込みまでの市税、国民健康保険税を合わせました滞納額の推移を示しております。

滞納額は、平成23年度9億5,338万5,000円とピークであったものが、徴収体制の強化や滞納整理の強化、また一方ではコンビニ収納、クレジット収納等、納税環境の整備によりまして、令和2年度決算見込みで市税、国民健康保険税を合わせまして5億4,755万2,000円となりまして、滞納額のピーク時から4億583万3,000円減少しております。年々、滞納額の縮減となっております。令和3年度も引き続き、市の財源確保のため、関係部署との情報交換や連携、また佐用町との併任人事協定によります捜索の強化に努めるなど、滞納整理事務の適正化と徴収強化により収納率向上に向けた取組を行います。

次に、環境課です。8ページは令和3年度西播磨環境事務組合予算に係る構成市町分担金を示しております。

構成し町の分担金につきましては、施設管理運営費として総務経費、起債償還額、業務経費。業務経費につきましては前年の1月から12月までのごみの搬入量の実績による案分負担であります。これらを負担することになっておりますけれども、業務経費の負担につきましては、9ページ及び10ページに構成市町ごとにごみの搬入量と案分率を参考資料として提出させていただいておりますが、これに基づく宍粟市の業務経費は、構成市町で案分率41.8%、負担金としまして2億3,113万1,000円となっており、総務経費、起債償還額と合わせまして、令和3年度、4億7,642万4,000円をにしはりま環境事務組合への負担金として予算計上しております。

以上、簡単ではございますが、市民生活部予算委員会の資料に関する概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、通告がある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いいたします。
山下委員。

○山下委員 それでは、質疑をいたします。国民健康保険事業についてです。

宍粟市の国民健康保険税は高い、先ほども説明がありましたとおりであります、引下げは検討されなかったのか、質疑いたします。

○今井委員長 梶原課長。

○梶原税務課長 それでは、回答させていただきます。

令和3年度の予算編成に際しまして、現行税率で試算しますと、必要となる税額に対しまして不足しております、このままであれば、税率を上げなければならない状況でありました。このような状況にありましたので、引下げの検討には至っておりませんでした。

しかしながら、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞によりまして、税負担の増加を伴う調整が困難な社会情勢になっていることから、保有している基金を繰り入れることによりまして、現行税率を維持することとしております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、再質疑をさせていただきます。

令和2年度の医療機関の窓口で一旦、医療費の10割を支払わなければならなくなる資格証明書の発行者数、また有効期間が短い短期証の発行者数を教えてください。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 短期証の発行者数ですが、令和3年の1月末現在で427名、それと資格証につきましては1名ということになっております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 資料に出してござっております7ページの滞納額の推移、これを見ても、他の税に比較いたしまして国民健康保険税が非常に滞納額が多くなっております。これに対してどのようにお考えですか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 失礼いたします。国民健康保険税につきまして、滞納額がほかの税と比べましても多い状況というのは把握しております。これにつきましては、

国民健康保険税を納めていただく世帯といたしますのが、比較的個人事業であったりとか、所得の低い方が多いということもありまして、なかなか納めにくいという方もいらっしゃると思います。そういった方については分割納付であったりという猶予を行いながら納めていただいている状況であります。

以上です。

○今井委員長 次行きます。

榎橋委員。

○榎橋委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

36ページですね、施政方針の。滞納徴収事業なんですけれども、公平を全ての人にとということで、SDGsの理念の下に行っていると思います。しかしながら、時間がたつと取り立てるのがとても難しいと思うんですね。この額が増えてるといのは、結構古い滞納者が多くて、残ってるわけですけども、早期に解決に取り組まないと、なかなかこの数値というのは減っていかないということでございますので、そのために、人員は足りているんでしょうか。もし、足りなければ補給していただいて滞納の徴収のほうに力入れていただきたいなと思ってるんですけども、いかがですか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 滞納徴収事業に係る御質問なんですけれども、このSDGs、開発目標であります住み続けられるまちづくりを、また総合計画の持続可能な行財政運営の推進、これを達成するための財源確保としまして、この市税の収納率向上に債権管理課として努めております。

御質問のとおり、時間がたちますと滞納者が亡くなられたり、その相続人調査等に事務も増えてきまして、できるだけそういう財産調査や実態調査などは徹底して行っており、できるだけ早期に解決するようには取り組んでおる状況であります。

今、滞納徴収に係る人員なんですけれども、滞納繰越分につきましては、宍粟市を6地区に分けて、地区担当制としまして、6人の職員が責任を持って事務を執り行っております。また、現年度分の滞納につきましては、平成25年度より任期付職員を配置しまして、翌年に繰り越さない徴収強化の取組を図っております。

また、高齢者等、納付に行くことが難しい、困難であるといった方のために収納事務補助員のほうを配置いたしまして、訪問徴収によって徴収を行っております。

ほかに、事務職員と私を含めました10名で今現在滞納徴収事業を進めておるんで

すけども、宍粟市という組織全体のバランスのこともありますので、配置された人員で効率化を図りながら、滞納額の縮減に努めている状況であります。

以上です。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、今10名で行っていただいているということなんですけど、宍粟市とっても広大な面積持っておりますので、本当に北部のほうに行こうと思うと大変ですよ、もう往復だけですごい時間かかってしまう。もうちょっと欲しいな、人員が欲しいなということは全くない、その人数でしっかりやっていっているので大丈夫ということですか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 確かに、宍粟市は面積もとても広い市となっております、北部のほうに行くとなりますと、往復でやはり1時間以上要したりすることもあるんですけど、財産調査のほうには苦勞しているところもあるんですけども、人数が増えますと、やはりそういった、より緻密な財産調査であったり、実態調査が可能となります、迅速な対応ということは可能となってくると思うんですけども、現状の人数でも工夫しながら、効果的な催告を送って、自主的納付を推進したりすることによりまして、現在も滞納額縮減につながっていると考えております。

以上です。

○今井委員長 次お願いします。

山下委員。

○山下委員 それでは、同じく36ページの滞納収納事業につきまして質疑をさせていただきます。

令和3年度事業内容に佐用町との市町間併任協定の継続による搜索強化及び職員のスキルアップに努めるとありますが、令和2年度の事業内容がどのように強化されるのか、おのおのの搜索内容も含めて具体的な説明をいただけたらうれしいと思います。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 失礼いたします。この市町間併任協定についての御質問なんですけれども、令和元年度に佐用町と併任協定を締結することで、これまで平成30年に1件、搜索を行っただけであったんですけども、佐用町で5件応援に行きました。また、宍粟市については4件、佐用町のほうから応援に来ていただきまして、合計9回の搜索に参加しまして、必要な書類であったり、その搜索に係る手順であ

ったり、そういったことを学ぶことができたと思っております。

また、その捜索に関しましても、参加する職員が偏らないように、併任協定を結んでおります職員全員が一度は捜索に参加するようにしております。この令和2年度なんですけれども、この令和2年度につきましては、コロナ禍におきまして、大人数で、捜索といいますのは、滞納者の方の居宅のほうに行って、中に入って、何か換価できる財産がないかを捜索するわけなんですけれども、そういったことが感染拡大につながる、密になるということもありまして、この令和2年度に関しては捜索自体、自粛しております。ですが、この間におきまして、佐用町や、また県の税務課のほうと連携を取りながら、捜索、またコロナ禍が明けたときに捜索に入れるようなやり取りを行っております。今後も収束したら、また再開していきたいとは考えております。

この滞納の捜索、これに関しまして、併任協定を結んだことによって、どのように強化されたかということになってくると思うんですけれども、この滞納整理事務を行う上で最も重要となってきましたのが、そういう徴収に対する知識であったり、また捜索であったり、財産調査する経験、これに基づく行動、実行力というのが一番重要であると考えております。その知識と経験、どちらが欠けても迅速な滞納徴収に結びついていかないんですけれども、この捜索併任協定を結ぶことで、佐用のほうの応援、また宍粟でする捜索、回数というのが増えてきますので、この数をこなすことがスキルアップにつながって、行く行くは宍粟市での滞納整理事業の強化につながっていくと考えております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 その捜索の内容として、居宅の中に入って、支払い可能になるようなものがないかどうかを捜索するとかいったような方向ではありますが、これは非常に気をつけないと人権的な問題にも関わってくるわけではありますが、そのあたりはどのように対応されているのかお尋ねします。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 この捜索に係ります財産調査につきましては、滞納されている方について、法に基づいて私ども徴税吏員証をもらっているんですけれども、その徴税吏員が捜査できる権利を持っておりますので、法に基づいた捜索ということになりますので、その点については大丈夫と考えております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 申し訳ありません、その法の説明もよろしくお願いします。

○今井委員長 すみません、ちょっと、これは予算委員会なので、そののところはどうかと思うんですけども。いいですか。

そしたら、その次、同じ項目ですけども、次の委員をお願いします。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じところなんですけれども、市町間併任協定というのは、佐用町のみでされておられますが、先ほどの財産調査であったり検索がかなり上達してくる理由には、協定があるからだというふうにお聞きしましたが、佐用町以外にもそういう協定があってもいいのではないかと思うんですけども、そこはどうなってますか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 今現在、宍粟市が市町間の併任協定を締結しておりますのが佐用町との1市1町の協定ということで、お互い、佐用町の徴税吏員証を頂きまして、宍粟市の職員が佐用町で検索する、また佐用町の職員につきましても、宍粟市の徴税吏員証を持って宍粟市で検索するということが可能となっております。今のところは、宍粟市は佐用町と1町ですけども、現在、ほかの市町においても、県下の市町においても、それぞれ協定について進んでおられるところもあるとは聞いております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 そこで、宍粟市としては、その方向は今年度はまだ予定としてはないということですか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 そうですね、今、この令和3年度なんですけども、令和3年度については、また宍粟市は佐用町のみ1市1町の協定なんですけども、また今後、県下でされているところが今後増えてきまして、またその後という話が来ましたら、またそういったことについては随時検討していきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 すみません、この事業内容を見ておりますと、無財産・無収入で収入増の見込みがない場合は執行停止を実施する、この執行停止を実行した後はどうい

処理を取られるんですか。処理というか、どうなるのかということをお教えしてもらいたいです。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 それでは、執行停止についてなんですけれども、執行停止は、おっしゃられますように、様々な事情によって生活が困窮されたり、資力喪失などの状況に陥って、回復が見込めず、分納することもできないような状態にある場合には、法令に基づいて、滞納処分の停止をするというのが執行停止の制度でございます。

この執行停止後につきましてなんですけれども、原則、滞納をされています税金につきまして、滞納処分が禁止されることとなります。既に行われております差押えについても解除されることになりまして、この状態が3年間継続した場合については、納税義務のほうを消滅させて不納欠損ということになってきます。この間、停止中に、3年の間に財産の増や収入状況が回復したような場合につきましては、また解除を行って、徴収を再開することもあります。

以上です。

○今井委員長 関連で、飯田委員。

○飯田委員 すみません、22番のところで、同じ項目で部局資料のほうからの質問だったんですけれども、同じようなことなんで、今お聞きしておきたいと思います。

この佐用町の協力によって、いろいろと宍粟市のほうも勉強してという形で、協力体制は進んで、徴収もある程度上がっているという部分については、いいことであるというふうに思います。

その中で、ずっと、先ほど来ありました国民健康保険税、これが一番多いんですけれども、その次に固定資産税、これが目立って多いという部分なんですけれども、これも一時期から見たら、かなり減ってきていると思うんですけれども、この固定資産税について、どういった事由によってこれが多くなっているのか、取立てができていないのかという部分について、現状、どういう問題があるのかという部分について、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 それでは、市民生活部の資料の滞納額の推移の中で、固定資産が多い点についての現状分析についてなんですけれども、その原因につきまして、大きくは2点ほどの原因があるのではないかと考えております。

まず、1点目なんですけれども、固定資産につきましては、所有者に課税される

ということで、仕事が、もう辞められたりとかで、収入が減ってしまっても、土地家屋を所有されます限り、毎年課税となってまいります。その中で、納付が追いついていかなくなると、また新しく現年度が課税されるというようなことが一つ、まず大きな原因であると考えております。

次に、2点目なんですけども、これももう全国的な問題となっておるんですけども、固定資産の所有者が亡くなられた場合に、相続登記を通常されると思うんですけども、それをされないまま、そのまま相続人の方がそこに居住されたりしておられる場合について、そういった方については、課税のほうは相続人代表者ということで、その方に納付書を送って納めていただいているわけなんですけれども、その納めておられる場合は全然問題のほうは発生してこないんですが、これがまた滞納となってしまう場合に、亡くなられている登記名義人まで遡って相続関係であったり、その相続人の財産調査ということをしていく必要がありますので、この滞納整理がほかの税目に比べて、ちょっと遅れていくという傾向にあります。これらの問題につきましても、ほかの自治体も同じような状況を抱えておられると思っておりますので、ほかの自治体で効果のある取組をされておりましたら、宍粟市のほうでも取り組んでいくということで、滞納額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 今の説明分かります。そうであろうとは思いますが、こういう場合、えてして現年度が増えていくというよりも、前々からの徴収できてない分がどんどん繰り越して繰り越して、残ってきている部分が多いと考えられるんですけども、現状、この令和元年度決算、令和2年度決算の部分の、この1億7,000万円余りの中で、現年度やなしに、前からの残りの分がどれぐらいを締めとるのかなというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 今回提示させていただいております滞納額の推移ということで、それぞれ現年、固定資産税の中でも現年と滞納繰越というような表記させていただいております。この現年というのがそれぞれの年度の現年、新しく課税になった分の未納分ということになってくるんですけども、例えば令和元年決算でありますと、3,700万円余りの額が未納ということで、これについてが今度令和2年について滞納繰越されて、過去の分というふうになっております。その積み重ねがずっと残っているのが滞納繰越分ということで、今、過去の分、令和2年の現年分以外の分に

については、下に書いてありますのが1億7,257万3,000円がまだ残る見込みということで今回提示させていただいております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 すみません、見方を誤っておりました。

ということは、現年分という分については、ほぼ横ばい状態のような感じで発生しとるといふふうに見えるんですけども、先ほどもありましたように、何年間か執行停止になった場合、不納欠損という形で処理しなければならないという状況やと思うんですけども、現状はこの不納欠損というのはどれぐらいの率でやられてるのでしょうか。今現状、全然ないということじゃないと思うんですけども。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 不納欠損についてなんですけれども、不納欠損を行うにつきましては、例えば、もう全然財産がないということで即時にする場合もございますが、基本的には執行停止して、3年継続したものを落としていくという形にはなるんですけども、その前段の、執行停止をする際につきましては、やはりちゃんと納めていただいております納税者との公平性の観点もございますので、あくまでも徹底した財産調査に基づいて、もう本当に財産も何もないし、御高齢で、今後収入が増加する見込みもないような場合について行っておりますので、安易に執行停止をしているようなことはございませんので、その後、不納欠損につながる部分も、するべくしてする分しかやってないという状況でございます。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、執行停止という処置は、ほぼないという状況で、徴収に取り組んでおるといふふうに理解してよろしいですか。

○今井委員長 朱山課長。

○朱山債権回収課長 そのつもりではしてるんですけど、やっぱりどうしても収入がなく、今後も全然見込めないような方で、やはり固定資産とかに関しては、家とかもあるんで、それを処分してということにもなってこようかと思うんですけども、なかなか宍粟市も北部のほうで、そういう土地や、そういった家屋を売買するとなると、なかなか売れないような状況もありますので、その辺も、こちらのほうも調整しながら、毎年何件かずつは、必ず執行停止にかけてる分は発生してまいります。

以上です。

○今井委員長　そしたら、次の項目へ行きます。再生可能エネルギーのほうです。

榎橋委員。

○榎橋委員　それでは、施政方針の37ページですけれども、電気自動車充電器の維持管理なんですけれどもね、台数とかは分かるものなのではないでしょうか。

○今井委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。令和2年度につきましては、2月末現在でございますけれども、市役所に置かせてもらっておる分で750回、それから道の駅みなみ波賀で置かせていただいておりますので456回、それと道の駅ちくさに置かせていただいておりますので160回、2月末で計1,366回になっております。

以上です。

○今井委員長　榎橋委員。

○榎橋委員　経費というのはどんなのでしょうか。

○今井委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　その経費につきましては、後でちょっとあったんですけども、ここで言わせて、電気自動車の急速充電器3器の維持管理に必要な経費につきましては、株式会社e-Mobility Powerという会社から全額権利金として市のほうに入ってきております。必要な部分は全てそのほうで賄っております。

以上でございます。

○今井委員長　次の委員さん、お願いします。

飯田委員。

○飯田委員　今年度に入りましてからカーボンニュートラルに向けた取組について、ずっと言っておるんですけども、今回、ここに上げられておる予算、これでこれへの取組がきちっとできていくのかなというの、ちょっと疑念に思うんです。

小水力発電事業の200万円ですね、これが増えたことによって、今回700万円になつとるわけなんですけれども、小水力の事業内容について、お伺いしたいのと、この200万円を充てることによって、どこまで市が関わっているのか、単純にこの200万円を補助するというだけの立場なのか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それと、木質バイオマスについてなんですけれども、提出資料のほうで見ましても、まきストーブの導入が際立って多いと思うんですけども、環境課のほうの取組としては、ペレットのほうを重点的にという感じの方針が見受けられますけれども、その辺のところについてどういうふうにお考えなのかということをお伺いし

ます。

○今井委員長 寺西副課長。

○寺西環境課副課長 まず、カーボンニュートラル宣言に対する市の施策としましては、宍粟市が有しております緑豊かな森林と、それから自然から得られる再生可能エネルギーを活用した発電事業についての補助金を今回見直させていただきまして、それによります発電事業の実施を支援することによって二酸化炭素の排出抑制並びに化石燃料の利用削減に役立てたいと考えて、今回見直しを行わせていただきました。

御意見をいただいております木質バイオマスに関するまきストーブへの取組ということにつきましては、御意見の中にもありました森林整備事業とのコラボというような形で、今後、森林経営とともに、どのような形でまきストーブであったりとかいうことを普及させていくことが可能なのか、取組を検討させていただいて、新たなことが取り組めるようであれば、また実施に向けて検討していきたいと考えております。

あと、今回小水力発電のほうでどのように取り組んでいくのかということもございましたけども、今回見直した中で、もともとの要綱に関しましては、10キロワット未満の小型小水力発電という形のを想定しておりましたが、このカーボンニュートラル宣言によりまして、10キロワット以上の小水力発電事業という形で、規模の大きなものに対応するために補助金の見直しを行いまして、発電規模ですね、発電施設の有する能力に応じて段階的に補助金の上限額を設定しまして、補助金の改正を行いたいと思っております。

ちなみに、補助金の限度額につきましては、20キロワット未満のものについては100万円の上限、それから30キロワット未満につきましては150万円、40キロワット未満につきましては200万円、40キロワット以上のものにつきましては250万円というふうに定めております。

また、大規模な、もっと大きなものになりますと、市の産業立地促進事業というような形の事業が、取組が可能じゃないかなというふうに思っておりますので、そちらのほうで対応していければいいかなというふうに考えております。

あと、市が推進しておりますペレットということにつきましては、市の公共施設のほうですと、どうしてもまきの確保とか、ストックヤードという形につきましては、スペースも要したりしますので、市の公共施設に関しましては、ペレットのほうが供給しやすいということから、そのペレットを活用したペレットストーブのほうの

設置なり推進なりを検討させていただいておりますけども、先ほどもありましたまきにつきましても、有効な木質バイオマス燃料になりますので、各家庭での御利用とかにつきましても、引き続き推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 小水力についてですけれども、現状、千種のほうで計画が進んでおるよ
うに聞いておるんですけども、その分については何キロワットの予定になっていま
すか。

○今井委員長 寺西副課長。

○寺西環境課副課長 約33キロワット程度のものになっておりまして、補助金とし
ましては200万円の予定をしております。現在、令和3年度の完成に向けて、国であ
ったり、県であったり、関係機関との窓口になって、市のほうで調整を図りながら
推進を図っているところであります。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 環境基本計画の中でも、ずっと5件を目指すということが書いてあるん
ですけれども、基本的に地域発電に市が頼るという形でのものになっておると
思うんですよ、表現は悪いかもしれませんが、要は、応援は200万円、今回でも200
万円という形で、あとはもう県なり、国なりの補助金を地区がお願いして、そこ
から事業を進めていくという形になっていまして、そのお手伝いをするという形が現
状の環境課の役割になっております。本当にそれでいいのかどうかという部分につ
いて、今までいろんな議論あったと思うんですけども、その辺の域をまだ全然出
ていない状況でいってます。

こういう形で、環境基本計画の中にうたって、どうしても進めていきたいという事
業ですので、その辺、予算組みのところでもっと考えていく必要があるのかなとい
うふうに思うんですけども、今後、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

現状、その33キロワットはほぼ実現可能な状況になっているのか、まだ現状、資
金繰りとか、その辺のところでも足踏み状態にあるのか、その辺のところをもう1回
お聞かせください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 各地域に事情はあるんですけども、最後の資金繰りも含めて、実際
の実行できる、設計も含めて、最後の詰めになってきている状況でございます。細
かなことについては、ここでちょっと申し上げることはできませんけど、ほぼいけ

る状況になってきております。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 今現状、この予算組みの中でそれが可能であるならば、極力そこへ注力いただきまして、実現に向けて協力していただきたいと思います。

それ以降の、次のものを期待する場合に、やっぱりその辺のところの予算組みについて、もう一遍考えてみる必要はあるのかなと思うんで、今回の予算はこれで仕方がないと思うんですけれども、その辺のところをお願いしたいと思います。

それと、木質バイオマスの分ですけれども、やはり本当にカーボンニュートラル、このものを実現させていくためには、森林環境課というものが今回できると思うんですけれども、その辺のところとのタイアップで、もっと、その辺のところをきちっと増やしていく、公共施設で場所が取りにくいからペレットだとかいう考えやなしに、それを実行しとる市町は、必ず市役所とか町役場の中にもそういう部分をつくって、実際にそれを示していったらという部分があると思うんで、やっぱりそういうことの考えの中からそういった予算を取っていくという考えを示していただいて、やっぱりこの事業をもっともっと進めていくためにも、そういう予算を獲得のために、この次から頑張ってくださいと思います。

以上です。

○今井委員長 では、同じく、お願いします。

浅田委員。

○浅田委員 それでは、私も再生可能エネルギーの利用促進事業ということで2点挙げてますけれども、小水力発電事業については、今質疑がありましたので、重複の部分は避けますが、令和2年度の補助金、同じ場所で、令和2年度は100万円の助成の額だったかなというふうに思うんですけど、今回、2倍になっとういうことは、要綱を見直したということで今回答があったんですけども、もう一度だけ、要綱を見直したのは、やはり推進するというための改正だったと理解したんですけども、その考え方だけもう一度お願いしたいと思います。

それと、事業実施場所と事業完了見込みは今やり取りがありましたので省略します。

それと、今回、この令和3年度で今進めておるところが事業の完了を見込んでいくということだったんですが、では、次期をどうするのかというところになるんですけども、この令和3年度で次期の候補地についての調査業務等の、ここに資料には

予算計上なされていないので、予算措置はされていないのかなとは思いますが、その辺の次期の事業実施についての調査業務の関係についてどう考えておられるのか、この2点、まずお聞かせください。

○今井委員長 寺西副課長。

○寺西環境課副課長 失礼します。まず、改正の考え方というところなんですけども、このたびカーボンニュートラル宣言が出まして、今後2050年にカーボンニュートラルを達成するためには、グリーンエネルギーも再生可能エネルギーですけども、その活用、それが一番重要になってくるということがございまして、そのことから、補助金のほうを増額して、それを推進していきたいという姿勢で補助金のほうを増額して対応をしていきたいというふうに考えております。

なおかつ、これまで次の千種町、黒土川以外のところでということなんですけども、これまでに事業性評価ということで、市のほうで数か所、まだこの河川であれば、どの程度の水力発電の事業が実施可能であるとかいうことの調査を行ってきております。

今回、補助金を増額すること、またカーボンニュートラル宣言によって、グリーンエネルギーの発電施設を推進していくことで、これまで事業に取り組めていなかった地域につきましても、黒土川での発電施設が成功したときに、今後また新たな地区でもう一度取組を考えてみようかなというような流れができるんじゃないかということを考えておまして、まずは、そこから今現在、ほかの調査費用を予算計上しておりませんが、そこに対して新しくできた施設を見学していただくなど、そういうことの対応を職員の力で進めていって、新たな事業実施に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。

次、2点目の、今ありました2050年カーボンニュートラルに向けてということでございますけども、いわゆる、ある程度長いスパンの中で、今後どういうふうな取組をしていくのか、事業計画というか、ある程度スパン、5年後までにはこういう事業に取り組んでいくとか、そういった事業計画の策定のための調査というのは、令和3年度予算措置は考えておられるのかどうか、その予算措置の状況をまず聞かせてください。

○今井委員長 寺西副課長。

○寺西環境課副課長 すみません、今後の取組のための事業計画の策定ということな
んですけども、現在、環境基本計画を令和3年度完成に向けて策定中であります。
その中で、実施計画と合わせてどのような計画ができるのかいうことを検討してい
かなければなりませんけども、国のほうのカーボンニュートラルに対する宣言はご
ざいしましたが、地方自治体に対する助成等の国の施策の方向性がまだ明らかになっ
ておりませんので、その辺の方向性を見極めつつ、事業実施計画の策定に向けて取
り組んでいきたいというふうに考えておりますので、そのような事業に対する情報
収集でありますとか、調査ということを職員のほうで対応しながら、環境基本計画
と併せて、その実施計画を定める中で対応していきたいというふうに現在は考えて
おります。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 そうだろうというふうには予想はしとったんです。今現在、第3次環境
基本計画が1年延びて、令和3年度策定ということなので、基になる計画がなけれ
ば前へ進まないという状況は承知をしております。ですから、新たに大きな柱立て、
環境、再生可能エネルギーについての柱立てができましたので、その方向に向かっ
ての十分な令和3年度環境基本計画の策定に向けて取り組んでいただきたいという
ふうに思います。

この市民生活部の担当、私になっておりますので、少し、意見ではないんですけ
ども、そういうことも含めて申し上げておきたいなというふうに思います。

私からの質疑は以上です。

○今井委員長 では、同じく、神吉委員。

○神吉委員 再生可能エネルギーのところで、私のほうは、先ほど榎橋委員の電気自
動車の急速充電器のところのことなんですけど、その榎橋委員の続きで、維持管理に
おける収支のところ、この質問させていただいておるんですが、そのところを説
明お願いします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 収支につきまして、電気自動車の急速充電機器に係ります維持管理
に必要な経費につきましては、株式会社 e-Mobility Power という
ところから、全額市のほうに入ってきてるようになっております。収支でいいます
と、支出に見合う収入が入っていると。ただ、個人からの収入ということとはござい
ません。市として持ち出しと入るんがプラ・マイ・ゼロという格好になっておりま

す。

以上です。

○今井委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 施政方針の37ページがありますけども、その中段のところにあります当初予算760万1,000円に対しまして、その他特定財源362万7,000円が入っておると思うんですけども、このうちの162万7,000円が充電器の関係で、会社のほうから頂く金ということになります。それに伴いまして、歳出のほうで事業費等々の金額を歳出しますけども、100%、162万7,000円が市のほうに入ってくることでプラス・マイナス・ゼロという格好になっております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 この設置のときに、私はちょっと存じ上げておらんかったんですけど、電気自動車の普及を見込んで、行政も力になろうというふうにして設置されたのだろうと想像するんですけど、ここ最近の流れでは民間の充電器などもよくあるんですが、よく見かけるんですが、そこ、民間のほうでどんどん進んでいけば、この行政側の設置は必要ないのではないかと考えたりするんですけど、よりもっと増やしていくという方向になるのか、それとも民間の設置を進めていこうというふうに考えてられるのか、どういうふうに思われてるのか教えてください。

○榎橋委員 宮田課長。

○宮田環境課長 この機器につきましては、平成26年度に全て事業資金を頂きまして市のほうで設置させていただきました。平成27年から今運用をかけております。平成27年から回数見ていきますと、平成27年にトータルで660件、それから平成28年は718件、この辺はあまり伸びは少ないです。平成29年になれば1,029件、それからH30年で1,610件、それからR元年は少し落ちまして1,481件、先ほど申しましたようにR2年としては1,366件、2月末現在で。だんだんと増えておりますので、これはこれで、またそれなりの使命があるのかなとは考えております。

議員が言われますように、民間の部分も増えておりますので、今後、状況を見ながら判断する時期が、もう少したてばあるかと思うんですけども、いましばらくはこの状況を続けていくべきかなとは考えております。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 民間に増えながらにしても、この3台の稼働が高率、数が増えてきているということは、まだまだその伸びも見込めるだろうというふうに捉えて、この後

も続けていかれるということですね。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 宍粟市の中で、今ありますのが急速充電器、私ども環境課が管理させていただいておるのが3件、産業部が管理しているのが道の駅波賀にある1台、それから民間で、明らかに分かりますのが三津のローソンにあります1台、5台あります、官民含めて。それができてから数年、まだ動いておりませんので、宍粟市内におきましては、なかなか増えてない状況でございます。今後、電気自動車を普及していくということになれば、やはりそれに見合った充電器が要りますので、維持はしていく必要があるのかなという思いでございます。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 申し訳ないですけど、1点だけ聞き漏れたところがあるのでお願いします。

この37ページの事業内容のところ、バイオマス発電事業が新設という、新規という形であるんですけども、これについても、この小水力と同様に、市がやるというんじゃなくて、そういう民間でやることについて応援していくという形の、この新設になるのでしょうか。

○今井委員長 寺西副課長。

○寺西環境課副課長 失礼します。バイオマス発電という事業といきますとなかなか小規模な取組というのは難しいところもあるんですが、熱供給施設と併せて小規模なユニットも現在発売されているような状態であります。バイオマス発電のみでの単独の収支というのは難しいところがあるんですけども、そのようなことで、もともとの石油ボイラーを入れる代わりに、バイオマス発電と併せて熱供給施設として対応いただくような施設を導入いただく場合には、小水力発電と同様に補助金を交付して推進していきたいというふうに考えております。

また、大規模なバイオガスとかいうことになりますと、2,000キロワットとか、そういう規模が大分変わってきますので、そのときには市外からの企業が入っていただくようなことがあれば、その辺については、条件面とか、あと申請面ですとか、手続の手助けをしながら、施設誘致に向けて取り組めていければいいかなというふうには考えております。

以上です。

○今井委員長 そしたら、次の項目に移ります。乳幼児医療のことで。

神吉委員。

○神吉委員 続きますして、38ページの上段にあります乳幼児の医療費助成事業と、こども医療費の助成事業、これ併せてお伺いしたいんですけど、ここにあります委託料というところに目が行ったんですが、委託料とは、どこに対するものかというのを両方併せてお伺いします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 乳幼児医療費助成とこども医療費助成における委託料は、適正な助成を行うために、国民健康保険加入者分につきましては、国民健康保険団体連合会に、そのほかの社会保険の加入者分につきましては、社会保険診療報酬支払基金に、診療や投薬等についての審査を委託しております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 はい、理解しました。

それから、こども医療費助成事業のほうで、県の支出金が減額されてますが、これはこういう減額がある理由がちょっと分からないので教えてください。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 こども医療費助成事業における県支出金の減額理由ですが、例年、前年度の実績や対象者数などを踏まえて予算計上をしております。今回は、予算積算の段階で県補助対象者、これが全体の、高校生を除きますと県補助に当たる年代になるわけですが、全体の9割が対象となっております。前年度と比べると、今回、減り具合が大きくて、約160人ほど減員というような年度間の差があったことにより、それと併せて医療費の実績なども踏まえまして、令和3年度の県補助を753万円ほどと見込んでおります。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 その、大きく減ったという、その高校生の分ですか、そういうのは。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 県の補助対象になるのは、中学生までになっております。こども医療は小学4年生から中学3年生までが対象となっております、その中で所得制限が県の補助にはございます。ただ、その所得制限に見合った家庭が9割ほどございます。ほぼ助成にはなっているんですが、その中の、子どもの数が160人ほど減ったという状況になっておりまして、医療費は年々、いろんな差が

ございますので、それらも含めて見ておりますけど、やはりこの人数の減というのが大きな要因ではないかなと考えております。

○今井委員長 では、次行きます。国民健康保険医療費のほうです。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、質疑通告書の11番、12番、続けて、同じ質問になりますので、よろしくお願いします。

まず、施政方針・主要施策の38ページと、頂いております委員会資料の4ページについて質疑させていただきます。

まず、いつも私、質疑させていただくんですけども、この部分の事業内容について、令和3年度の取組、また新たな取組、新たな方法を考えておられるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

まず、①について質疑、説明をお願いします。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 国民健康保険の医療費適正化・保健事業についてですが、おっしゃっていただいておりますとおり、委員会資料の4ページのほうに少し計上をさせていただいております。例年どおり、レセプト点検、医療費通知、後発薬品や適正受診に関する啓発や特定健診の受診啓発などに取り組むこととしております。

令和3年度から新たな取組というものはありませんが、啓発の時期や方法など、より効果的な取組になるように、今、保健福祉課の担当職員と一緒に検討をしているところです。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 続いて②、コロナ禍でレセプト点検とか、医療費通知しかじかは、基本的に国の方針の下とかいう部分もあるんですけども、市単独で頑張れるところの部分で、重症化予防、データヘルス計画等の分析や、効果的な保健事業を行うことで、重要であると私も考えております。そのような部分を保健指導を行うという立場として、予算にも全ての事業に対して1,000万円ほどの予算が組まれておるんですけども、市民生活部として保健指導をどのような手法をもって行おうとしているのかいうことを伺います。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 重症化予防につきましては、データヘルス計画を

策定をさせていただくことも含めまして、保健福祉課が実働のところは担うということになっております。これにかかわらず、特定健診にしましても、国保の保険者という意味で、保健事業全体が健康福祉部のほうで携わっていただいているようなところになっております。

保健指導の手法ということなんですが、KDBシステムという分析をするシステムがございまして、特定健診の結果と医療機関の未受診者の方を重症化の対象者として抽出します。これらについては、市民課と、また保健師が見ながら、どのような方を対象にするかということで検討して抽出をしております。

保健師がその上で、電話や、また対面指導ということで、特に医療機関の受診を勧奨する、医療機関にまずかかっただけということを念頭に、保健指導をしていただいております。

その指導を行った後、数か月後に、また再度レセプトを確認しまして、医療機関の受診状況を見て、まだ受診をされていないようであれば、再度保健指導をしていただいたり、生活指導をしていただくというような流れで取り組んでおります。

市民課の中では、通知をする場合に協力をしたり、データの分析と一緒に関わったりというところでさせていただいております。指導の実態としましては、保健福祉課、また各地域の保健福祉課の保健師にお世話になっているところです。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 基本的に、この部分の実働部隊というのは、健康福祉部保健福祉課、また、福祉協議会、介護支援専門員とか、民生委員とか、地域連携室とかというような、重度化を防ぐためには、この辺の部分が実働部隊となろうかなと思っております。それはよく理解しております。ただし、この重度化を予防するということは、いわゆる医療費、市民生活部が大きく抱えておられる医療費の抑制にも行く末はつながっていくと。それと、医療に関して、総合病院は二次までですけども、そういう保健指導等を行うことによって、二次医療を担う総合病院でも処置ができると。三次医療になりますと、市外の病院にお世話にならんとあかんというような部分はあるんで、この保健福祉課とか、社会福祉協議会、地域連携室とか、それぞれの介護支援専門員部会とかいう部分との、そういう部分における話合いとか、連携とかいうのは、私は大切やと思うんです。それを所管する市民生活部としては。そのような部分の指導の仕方とか、保健指導の仕方とかいう部分についての話合い等は持たれておるのか、これから持とうとされておるのか。もし、今までないんであれば、

私は持っていただくべきかなと考えておりますので、その辺も今年の令和3年度の方針に入れていただきたいなと思うんですけども。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 今回、令和3年度から国保事業だけではなく、高齢者のほうにつきましても、介護予防と一体的な実施ということでさせていただくことになっております。もちろん、医療費が一番、市民課としましては関係が深いところもございまして、市民の健康づくりのためには、先ほどおっしゃっていただいた専門職の方に、多くの方に関わっていただくということが重要かなと思っております。ただ、これまでなかなか、それぞれの方に、特に重症化予防については、個別に対象者を抽出してということになりますので、個人的な情報をどこの方までお知らせさせていただいて連携ができるのかということもございまして、今のところは庁舎内では、特に福祉相談課、介護部門と、それと保健福祉課というところで連携を取るのには常にやっているところですが、そこから波及して、ほかの団体様へ、介護からつながって支援をしていただく方へどこまで情報をつなぐかということもございまして、そういうところは研究しながら、できるだけ多くの方で見守るといいますか、地域で健康づくりに取り組んでいくような体制には持っていきたいなどは考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 分かりました、それぞれいろんな部分が。重症化予防といいますが、本人が拒否される場合が割と多い、特に糖尿病とかいう部分の対象の方は、なかなか指導とかは要らないんやというような部分もありますので、こつこつと進めていってください。

続きまして、健康づくりポイント事業について、何年か前はこの健康づくりポイント事業についての話題が委員会等でも出とったと思うんですけども、ちょっと最近、この健康づくりポイント事業というのが聞かないので、令和3年度の進め方と目標数値等をどのように定めていこうと考えておられるのか、最後に1点聞きます。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 健康づくりポイント事業につきましては、市民の方の健康づくりへのきっかけづくり、それと習慣化するまでの継続支援という、市民の方が自発的・積極的に健康づくりへの意識を持つことを推進する事業としております。

主担当としましては、保健福祉課なんですけれども、もちろん国保、後期高齢ということで、ともに協議をしております。

令和3年度につきましては、令和2年度に紙面を変更したり、事業内容を変更したりしておりますので、今年度と同様の事業内容とする見込みで、現在、詳細のところを検討しているところでございます。

数値目標は、特に定めてはおりませんが、特に、きっかけづくりとして、特に、昨年度はコロナの影響もあって、いろんな保健事業の機会も、お知らせする機会も例年より少なくなったこともあり、なかなか取組が、募集していただく方が少ない状況でありましたので、コロナ禍においても、どのようにして啓発していくかというようなことも含めまして、令和3年度は啓発の方法などを中心に今協議を進めているところです。

以上です。

- 今井委員長 それでは、審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時半まで休憩とします。

午前10時18分休憩

午前10時30分再開

- 今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、次の項目へお願いいたします。生ごみ減量化のほうです。

飯田委員。

- 飯田委員 生ごみ減量化促進事業、これ20万円ですね、これ何年か前にも、これあったんですけれども、もうかなり普及が進んだからということで、かなりの減額になってきたと思うんですけど、その分について、じゃあ、本当に普及が進んだのかという、これだけの台数でというような考え方があったんですけども、今現状、生活環境の違いから、やはりそれが設置が可能なんかどうかという部分があったりして、なかなか設置が進んでない状況もあるんですが、この現状やと思うんです。それと、プラス、推進しとると言いつつ、あんまり目に見えて、それが推進できていない状況もあるのかなというふうに思うんです。

そんな中で、一昨年来、ずっと言ってます生ごみの再資源化についての研究を進めていくべきやという部分、この辺につながっていくのかなと思うんです。それで、先ほどもありましたように環境基本計画、これがまた1年伸びたということで、その中でまたいろんな議論が起きてくるのかなというふうに期待はしとんです。そ

ういう意味において、そういう予算組みを次はお願いしていききたいなど、これ中で起きてくることやと思うんですけれども、今回、この予算を見ながら、そういうふうに感じましたので、そのこのところを、この予算を有効に使っていく、その方向でお願いしたい。いわゆる生ごみというもんが、どれだけ占めとるか、可燃ごみの中でね、その量がかなりあると思うんです。それを減らすことによって、いろんな経費が抑えられてくると、恐らく環境課のほうではその辺は理解できとると思うんで、それにつなげていくためにも、こういったものの研究費というものを今後考えていってもらいたいなというふうに思いますけども、いかがでしょう。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 生ごみの減量化推進事業につきましては、生ごみの減量化の意識づけとかいう意味と、また個人が取り組める生ごみの減量という観点からは、効果があると考えております。

ただ、先ほど言われたような施設につきましては、多分前々からも言うところと思うんですけども、し尿処理場が今ありますけども、その長寿命化とかいうところ、更新計画が今後必要になってきます。そういう時期には、生ごみの処理も含めて総合的に判断していく必要がございますので、その時期を見て、それなりの計画なり検討をする必要はあるかと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう意味において、この生ごみの重要性、生ごみに対する意識づけ、その辺のところをこういう処理機の補助という部分があるんですけれども、そういう意味で、その辺の予算組みを考えていく必要があるのかなというふうに思いますので、有効に利用していただきたいと思います。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 その生ごみなりを少なくするという考え方なんですけれども、今回、一般廃棄物処理基本計画という形で定めさせていただきました。その中でも、生ごみを減らす方法という形の中で、生ごみ処理機を使うこと、また3切り運動という形で、重量を減らすこと、あくまでも生ごみの大半が水分という形になっておりますので、それを減らす、そういうような取組について、これまでもやってきたんですけれども、そのこのところが見えていないという部分もございますので、それにつきましては、次年度、そういう形を進めていくということで方向性は出させていただこうかなと思っております。

○今井委員長 では、同じ項目で、神吉委員。

○神吉委員 私も同じところで、生ごみの減量化なんですけれど、令和2年度の状況を見て、この事業を継続するのかなというふうに記しておりますが、令和元年度の決算が9万9,000円ですね、それが令和3年度20万円の予算を見ておられます。この金額の大小ではなくて、生ごみの水切りの減量を図るために、このコンポストやら生ごみ処理機を推進していくことが生ごみの減量化につながるかどうかというところ、この額とか、台数で見ると、そう推進できてないのではないかと思うんですが、これ以外の推進方法というものがあるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺、どうお考えですか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 この2年度の状況につきましては、財政的にいいますと、今の現在、2月末現在20台の交付になっております。平成30年においては17台、令和元年につきましては7台ということで、そういう需要も減ってきたいうところもあったんですけども、私どもも議会のほうからも言われたりというようなことがあった中で、こういう啓発もさせていただいて増えてきたのかなということで思っています。

それと、内情的に見れば、乾燥式といいますか、小さなおうちといいますか、都会的な部分のところでできるような機械が新たにできてきたのかなということで、コンポストの数量はほぼ横ばいなんですけど、そういう部分が増えたということで、先ほども申しましたように、生ごみの減量化の意識づけとか、個人で取り組める生ごみの減量ということで、効果があるのかなということで予算も、今後も続けていかせていただければなと思っております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 飯田委員もおっしゃられたように、減量化に対する皆さんへの意識づけというのが大事であろうと、置くところがある・なしではなくて、意識づけというのが大事でしょうから、それを進めるために今、この事業はあってもいいし、ほかの施策でそういうことを訴えていく、もちろん広報などにも、たまに見ますけれども、そういうのが引き続きいろんなところで告知できるような事業を考えていただきたいと思います。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 生ごみ処理機につきましては、現在のところ、大体322台というような形になっております。これは、事業を進めてからですので、平成24年か

らのデータにはなっております。それ以前にも、旧町の段階でそういう形でコンポストなりを補助されていた状況もございますので、北部につきましても、皆さん持っておられる状況もあるのかなど。その中で、今ごみが出ておりますけれども、その部分も減量化をされた中でごみが出てきている部分もあろうかと思えます。その部分がありますので、この事業につきましても、推進をさせていただく中で、神吉委員も言われましたとおり、ほかのことについても今後取り組んでいきたい、このようには思っております。

○今井委員長 関連。浅田委員。

○浅田委員 ごめんなさい、私、事前質疑で、一番最後の24番で出しておったのが、今、飯田さんからあった生ごみの再資源化についての関係だったんで、ちょっと、この場でまたついでにお尋ねします。

決算でというか、予算編成に係る議会意見に対する回答ということで、ごみ収集運搬事業の中で、議会からも意見出て、それから部局からも回答もらったので、その中で、生ごみの再資源化について調査研究するという回答をいただいております。

それで、改めてお尋ねするんですけども、いわゆる今の質疑に対する回答で、時期を見て検討するというところで、まあまあ、それはそれでいいんですけども、例えば令和3年度、視察、他市町の状況を調査する旅費等も計上は考えているのかいなのかは、まずお聞かせください。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 この生ごみの再資源化という形の中で、昨年ですかに、こちらのほうもみやま市、それと大木町、九州なんですけども、この2件のほうに行かせていただいた中で視察をさせていただいております。そこのところで、工事に必要な事業費等々もお聞かせいただいた中で検討もさせてもらってます。ただ、今のところ、2市町というような形になっておりますので、まだ、どこがこういうことに取り組んでいるかということで、岡山のほうにも1件はございますけれども、あと京都のほうにも1件ございます。そういうところをまずは、どういうところがあるのかなというところを今現在調べておりますので、次年度には、そういう予算は入れておりませんが、少し進んできた段階でその部分をまた入れさせていただこうかなど、そのように思っております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 了解しました。当然、環境基本計画とか一般廃棄物の処理計画にも絡ん

でこようかと思いますので、引き続きお願いしたいなと思います。

それでは、次の質疑よろしいですか。

39ページの上段の自治会資源物再資源化推進事業ということで、2点質疑を上げております。予算減額の理由をお尋ねしますということなんですけども、常任委員会資料を見ますと、単価、売払いの単価が大幅に下がっておるという状況でしたので、そういう理由かなということ、これは合ったら、答えはいいです。もうよろしいです。

ただ、一番ちょっと気になったのが、こういう前年度の売却額が次年度で各自治会へ配分するということでもありますので、こういう状況になると、年度間で大きく上下をすることになります。これでいいのかどうかというところがお尋ねしたいんですけども、制度的に、こういう制度でいいのかどうか、どういうふうにご考慮されるかお聞かせください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 この制度の部分でございまして、当初から地元が収集されて、資源物として出された部分を市として販売して、その額を全て交付するということが事業開始しておりますので、今現在としてはやむを得ない事情かなと考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 出発点がそうだったので、始めて2年目、3年目になるのかな、まだできたばかりの制度なんですけども、今後のことも含めると、こういうふうに単価が、上昇すればいいんですけども、下がり続けるということになると、非常に地元としてもどうなのかなというところがあるのではないかなというふうに思いますので、また、今回はいいんですけども、そういう令和3年度のまた状況も見た中で、検討も必要ではないのかなということは私は思うんですけども、その辺の思いはいかがですか。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 今回、こういう形で自治会交付金という形を出しておりますが、最終的な、こちらの目標といたしましては、もう一つの奨励金事業というのがございまして、あくまでも自治会が集めたものを自治会で売払いをしていただく、それに対して重量分を奨励するという、その方向もございまして、それが一番最終の到達点になるのかなということは思っておりますので、そのほうに導きながらという

ような形にはなろうかと思えます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。一番地元かというと、地域にとっても一番いい制度といえますか、それが必要ではないかなと思えますので、またそのほうも十分よろしくお願ひしたいと思えます。

私は以上です。

○今井委員長 では、同じ項目で、神吉委員。

○神吉委員 私も同じところなんです、自治会の資源物再資源化なんです。段ボールを受け入れるようになる、十字結束なしで受け入れるというふうに議会からの請求資料のところに書いてあるんですが、もうこれをされるということになるのでしょうか。そうなりますと、ステーションの内部を改良しないといけないのではないかとこのように考えるんですが、そういう予算は今回の事業の中で見ておられるのでしょうか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 段ボールの十字結束につきましては、これまで1枚持っていく方とか、大きさがまちまちの方とか、結束はしたいんですけども、できないという部分がありましたので、その業者さんのほうはどうしても飛散するという事で残されておりました。そういうことを防ぐために、今回、十字結束をしなくても持って帰りますよということなんで、基本は十字結束をして、細かくして整理して出してもらい、どうしてもできない1枚物とか、そういう部分はフリーで出してもらいという形でステーションを運営していただければ、従来のような形で十分いくんかなと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 補足とはなりますけれども、ステーション内の維持管理については、地元のほうにお願いをしている状況でございます。その中で、段ボールの出し方というところで、現在は十字結束のみということで、隅のほうに置いていくというような形になっておりますが、もし1枚ずつ出たときにはどうしようということであれば、箱を利用した中で立てていただくとか、そういう形をこちらのほうからまた自治会のほうに提案をさせていただいて、できるだけ整理ができるような方法をこちらのほうから御提示もさせていただこうかなと、そのようには考えております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 そういうやり方であれば、予算もあまりかからずにできるだろうということですが、段ボールの売払いも、かなり今安いかもしれませんが、重要なところだと思いますので、改善・改良して皆さんに集めてもらえるようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○今井委員長 それでは、次の項目、ごみ収集運搬のほうに行きます。

浅田委員。

○浅田委員 それでは、39ページ下段のごみ収集運搬事業についての質疑を行います。

まず、令和2年度当初予算から比べますと、増額しておりますので、その理由です、追加で資料頂いておりますので、特に大きく増額要因を教えてください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 特に大きなと申しますと、そこに資料で出ささせていただいた分になりますけど、段ボールのダンプからパッカー車に変更したという機種の変更の部分と、それからやはり大きな分は、令和2年度につきましては、契約額が決まっておりますので、確定した部分であります。令和3年度につきましては、入札を執行しなければならないということで、入札設計額になっておりますので、その部分が大きいかなと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 私、当初予算の比較での説明を求めたんですけど、資料で頂いておりますので、それは結構です。

そしたら次に、2点目の積算単価についての質疑なんですけども、今回まだ設計額ということなんで、その積算単価については、これは通常用いられている、一般的に他の自治体でも用いられている単価なのかどうかというのをまずお尋ねをいたします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 請求資料にも書かせてもらっておりますけども、公共工事の設計労務単価ということをご参考にさせてもらっております。宍粟市が行います通常の工事やとか、業務委託なんかの設計に使用させていただきます単価の部分で積算をさせていただきます。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 公共工事に用いる設計労務単価ということで、これは通常だと。特に栗市独自ということではないということによろしいですね。分かりました。

今、予算計上されているのが設計額ということで、実際は入札を行って初めて契約額が出てこようかと思imasので、それで結果を待ちたいなというふうに思imas。

それと3点目、今回、運搬業務については9業務から13業務ということで、増えますけども、経費増に対する市民サービスとの費用対効果ということを担当部としては、どう考えているのかお聞かせください。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 今回の業務に当たりまして、大きく粗大ごみと不燃ごみを別々の日に収集するという形で考えております。これまでは、大きな粗大ごみと、お茶わんとかの不燃ごみと同じステーションに同日に出ておりましたので、状況によっては煩雑するようないことが見受けられます。そういう意味からは、出される方も排出がしやすくなるのかなと考えております。

また、収集業者の方におかれましては、合い積みをするということで、安全性の確保がなかなか難しかったところが、安全性が確保できるということにもつながっていくと思imas。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 それとあと、ただ不燃ごみが2週に1回から、今度4週に1回という収集板が変更を予定されておりますけども、この辺は特に問題ないというふうな考え方でよろしいですか。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 不燃ごみにつきましては、排出量のほうを確認した中で、4週間に一度でも排出量としては大丈夫という判断をさせていただきましたので、今回、4週に1回というように形にさせてもらっております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。私からは以上です。

○今井委員長 続いて、飯田委員。

○飯田委員 同じところでお願いします。資料を見せていただいても、ごみ排出量については、年々増加しておるといふ傾向だと思imas。一般的に人口は減少して

おるという中で、ごみの排出は増えておる、この辺のところの分析はどのようにされておるのでしょうか、まずお聞きします。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 御指摘のように、人口は減少してるかなと思っております。ただ、世帯数につきましては、むしろ増加しておりますので、やはりその辺の基礎的なごみ量は必要性が出てくるのかなという思いでございます。それと、昨今ですけれども、生活様式の変更、特に通販とか、ネット通販とか、いろいろと直接物を段ボール等とかで運ばれるというのがありますので、ちょっとそういう部分でごみが増加したのかなということはございます。そういう観点から、全体的に下がらずに上がってきているかなと分析しております。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 私も恐らくその方向が強いかないかなというふうには思っておるんですけども、そこに表れるのがやっぱり段ボールとか、その辺のごみが増えておると、これはある意味、資源ごみとしてまた再利用できるということですので、この辺のところの収集についての強化、それが必要かというふうに思います。

あとですけれども、今回、労務単価なんかが示されておまして、やはり労務単価は年々上がってくるのは、これは当然なので、その辺のところについては致し方ない部分であろうと思うんですけども、いろいろと経費が、ほかの部分での経費が上がってきているような感じに見られます。可燃、粗大、不燃、この戸別収集することで、安全性やとか、効率性とかいうことがうたわれておりますけれども、それを差し引いてもなおかつ事業費の増につながっているという状況が見られるんですけども、その辺についてどのように分析されておりますか。

○今井委員長 前川次長。

○前川市民生活部次長 労務単価のほうはこういう形で上がっております。それと、今回、上がった要因というのが、ごみ量なんですね。可燃の、今回、データも出させていただいておりますけれども、ごみ量のほうが大体200トン程度、3年前から見れば増えているような状態でございます。この分がやはり反映して、経費的には上がっているのかなということは思っています。

あと、すみません、それぐらいです。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 恐らく、その辺のところだと思っておりますけれども、先ほどおっしゃったよ

うに、可燃ごみの重量、かなり増えてきておるといふ部分、先ほどの、前の質問の中でありましたように、生ごみという部分、そこが占める割合もかなり多いんかなというところで、やはり先ほど来ありましたように、その生ごみの再資源化という部分、長い目で見て、その辺のところ、やっぱり行き着くところはそこやというふうに考えますので、やっぱりその辺のところを含めて、前段の話と同様に、その辺の研究というものを今からも進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○今井委員長 続いて、同じ項目で。

津田委員。

○津田委員 私も同じところなんですけども、増減が今回、当初予算から3,000万円ぐらい上がってます。入札がまだというところもある、可燃が終わってるんですね、その辺で仕様書の提示が可能なのかというのと、あと入札率が何%ぐらいで執行されているのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○今井委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 まず、入札時の仕様書につきましては、ホームページ等も出しておりましたので出させていただきますことは全然問題ないことかなと思っております。

それと、入札につきましては、先ほども議員のほうから言われたように、現在、ちょっと入札中がございますので、全ての入札が終われば、請求があれば報告させていただきますなければなどと思っております。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 本当に、そうですね、これまた今後委員会で出してもらえたらと思うんですけど、本当にこの事業費の増額は非常に多いなと思う部分ありますので、またその辺は、じゃあ、委員会でまたお願いします。

○今井委員長 それでは、次の項目へ行きます。国保のほうですね。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、私は国保のほうについて、特別会計について。ずっと予算表、一覧表を出していただいとんですけども、備考欄について、大体理解はできる部分あるんですけども、金額的にも今度、歳出の部分で諸支出金が増額された、その中には第三者行為、不当利得と県の返還金等とあるんですけど、これは実施してみないと幾らですかという決定はできないと思うんですけども、この辺の部分の

説明を、繰出金の部分についての説明をお願いしたいなと思って提出しております。
よろしく申し上げます。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 諸支出金の内訳についてですが、主には第三者行為や、資格喪失後受診による前年度の普通交付金の返還分が1,030万2,000円、それと国保診療所の機器等に係る特別調整交付金を国保会計で歳入しておりますので、その全額分1,560万円を国保診療所特別会計へ繰り出します。

また、僅かですが、過年度の所得更正などによって、国保税の還付金が生じる場合もありますので、その分も含めまして諸支出金のところへ計上しております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 特に、気になっと思ったのが国保診療所特別会計の部分だったんですけど、今の説明で十分分かりました。

終わります。

○今井委員長 それでは、同じ項目で、飯田委員。

○飯田委員 細かいところなんですけど、この保険者努力支援指標、これが変わったことによって、この辺の保険者努力交付金の部分が若干変わってきたのかなという部分、それから交付基準変動などが影響して、特別交付金の調整交付金が減額になっておると、この辺のところの内容をちょっと教えていただきたいんですけども。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 まず、特別交付金の中の保険者努力支援分の増につきましては、この仕組みとしまして、令和3年度の取組予定内容をまずは自己評価しまして、その評価に基づいて、国が査定をして交付金額が仮内示をされております。その内示額にて予算計上をしております。今回の増額の主な要因の一つは、特にジェネリック薬品の数量シェア率が宍粟市は高くなってきておりまして、そのことがポイントに反映して、増加の要因の一つはなっております。

それと、2点目ですが、特別調整交付金の減額がある分については、この交付金につきましては、様々な事業運営する中で、事業実態に係る経費に係るものに対する交付金になっておりますが、仮内示等はなく、毎年予算計上に苦慮しておるところです。大体、例年は当初の予算、事業費の予算に見合ったような形で、これぐらい入るんじゃないだろうかということを見込んでおったんですけども、やはり実績となる決算額では、事業が、予算額を大きく持っていますので、減ってくる状況が決

算では起きておることも鑑みまして、今回少し見方を精査したことにより、決算に近い状況で、低い予算計上となっております。

もう一つ、県の繰入金という部分がございますが、これは県へ支払う事業費納付金、歳出のほうに事業費納付金がございますが、この算定基準が令和3年度から5年度までの県国保運営方針というものが改定されたことによりまして、将来的な同一所得同一保険料を目指すために、各市町の医療費水準を加味せずに計算するというようになっております。宍粟市においては、このことについては、やはり納付金が上昇するというようなことになるわけなんですけど、県下でもその納付金の負担が増える市町におきましては、条件を付してインセンティブ制度が設けられまして、その増える負担分に対する支援分が県繰入金として増加して交付されるということになっております。宍粟市においても、この増加分が見込まれるということで、少し761万円ほど増額というような見込みをしております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 説明よく分かりました。前々から、この保険者努力支援金ですか、この部分については、若干ずつ増えておるように感じとるんですけども、やはりジェネリック薬品の使用、これを推奨することによって、かなりこの辺のところは徐々にアップしてきておる部分があるかと思うんで、その辺のところ、よく保険証を発行していただいたときに、皆さん、協力しましょうというて、こんなシールが入ったりしておりますので、その辺のところ、それをやることによって、こういうところの増額があるというようなことも広報していただいて、広く広報して、皆さんの協力を求めていっていただきたい。よろしくお願いします。

○今井委員長 それでは、事前通告の最後になります。

田中一郎委員、お願いします。

○田中一郎委員 それでは、頂いております資料の5ページの下段になります。一般会計の後期高齢者医療事業の予算の中で、この部分の進め方については、当然、先ほどもありました重症化予防等々との関係もあるんであろうと予測はされるんですけども、今回、私がお聞きしたいのは、歳入歳出に新しい事業で予算組みがされておりますので、その部分の詳細説明、当然新しい事業ですので、これは健康福祉部のほうで進め方とか、どのような連携を持ってやるのかと、それからフロア的なことは、午後にお聞きするつもりなんですけども、今回、ここに上げたのは、歳入歳出の部分で、どのような関連で歳入があり、歳出があるのかということをお聞きする

質疑ですので、よろしく申し上げます。

○今井委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 失礼いたします。説明をさせていただく前に、大変申し訳ないんですが、5ページのちょっと訂正をお願いいたしたいと思います。

一般会計の歳出の後期高齢者医療費の中で、13節委託料としておりますところ、12節委託料、そしてその中に、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業ということで記載しておりますが、この費目につきましては、健診の業務委託のみとなっております。申し訳ありません。よろしく申し上げます。

それでは、御質問にありました点についてですが、令和3年度から新たに開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る予算については、この一般会計の中に計上をしております。この事業につきましては、兵庫県の後期高齢者医療広域連合から、この保健事業について委託を受けますので、歳入の部分に諸収入として委託料が入ってくるようになっております。事業実施は、先ほどおっしゃっていただいたとおり、保健福祉課と福祉相談課の保健師や管理栄養士が主体となって取り組むということにしております。

予算につきましては、歳出として、保健福祉課と福祉相談課が事業実施するために必要な消耗品費や郵便料、それと体重計などの備品購入費、理学療法士等に関わっていただくための報償費など74万7,000円を一般会計の後期高齢者医療助成費のところに計上しております。今回の資料の歳出の部分には、通常の市民課でこれまで持っておりました経費プラス保健福祉課分と福祉相談課分が含まったような内容になっております。

この74万7,000円につきましては、健康福祉部の主要施策のところにも書かせていただいていると思います。

また、事業に関わる保健師や管理栄養士の人件費分が約1,080万円ほどあるわけなんですけれども、これらを合わせた事業費が委託料として後期高齢者医療広域連合のほうから1,155万円が委託料として諸収入というところに入ってくるようになっております。

人件費分につきましては、主には現員の正規職員が当たる、または会計年度任用職員が当たるということもありますので、それぞれの給料科目のところへこの委託料を充当させていただくようなことになっておりますので、この、今表示しております中には含まれておりません。これら計画につきましては、もちろん3課で協議することはもちろんなんですけど、県からの委託料を受けるに当たっては、国の交付金

も入っておりますので、厳しく県広域との事前打合せがありまして、経費負担なども試算した上で計上させていただいているところです。

以上です。

○今井委員長 いいですか。

以上で事前通告は終わります。

委員の皆さん、何か関連とかありますか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 それでは、これで市民生活部の予算審査は終わります。

どうも職員の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、昼からは1時から健康福祉部の審査を行います。よろしくお願ひします。

午前 11時10分休憩

午後 1時00分再開

○今井委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午後の審査は健康福祉部であります。

それでは、早速ですが、健康福祉部のほうから説明を求めます。よろしくお願ひします。

世良部長。

○世良健康福祉部長 それでは、失礼いたします。議員各位におかれましては、一般質問に引き続き、連日の議案の審議、また予算審査等、お疲れさまでございます。

健康福祉部の審査に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

国内で新型コロナウイルスの感染が確認され、1年余りがたとうとしております。国内の感染者状況は、第3波が収束に向かうと見られておりましたが、兵庫県においても、感染者数の減少に下げ止まりが見られるとともに、変異株の感染拡大が各地で確認され、予断を許さない状況となっております。

こうした中、医療従事者を対象としたワクチンの先行接種が始まっており、宍粟市におきましても、医療従事者用のワクチンが今月下旬から来月上旬にも配布される見込みとなっております。

高齢者用のワクチンにつきましては、宍粟市は4月26日以降に配布される見込みであることが県より発表されており、ワクチンが配布され次第、速やかに接種ができるよう準備を進めておるところでございます。

なお、本日の神戸新聞におきまして、ワクチン配布は市町からの希望などを聞いて調整したとされておりますが、宍粟市としては、4月12日の配布を希望して報告しておりました。しかし、結果として、県より26日以降配布と発表されておりますことをこの場をお借りして御報告をさせていただきます。

ワクチン接種につきまして、自治会長から問合せ等もございまして、各自治会においても、総会等を控えておられ、関心も高いことから、週明けに各自治会長宛て、現状と今後の接種の予定につきまして御案内の文書を送付する予定としております。

今後、逐次市民の皆様へ情報を提供していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、今月18日に会場設営を行う民間事業者の協力により、地元の皆様にも協力をお願いしまして、山崎スポーツセンターにおいてワクチン接種の模擬訓練を行う予定としております。

以上、報告をさせていただきました。

それでは、健康福祉部の予算審査に当たり、令和3年度の取組方針と重点事業の概要について説明をさせていただきます。

まず、社会福祉課におきましては、新規事業として、新しい生活様式の中での出会いの場を創出するオンラインによる婚活の支援、結婚後の新生活支援事業に取り組むとともに、引き続き、病児・病後児保育事業を展開することにより、少子化対策、人口減少対策を推進します。

また、引き続き、生活困窮者自立支援、就労支援事業等を展開し、生活困窮者の自立と就労の支援を進めます。

高年福祉課では、本年度策定しました高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画を推進する中において、懸案となっております介護人材不足を解消するために、引き続き介護支援専門員試験対策講座を開催するほか、介護サービス事業所と求職者のマッチング等を通じて、介護人材の確保対策を進めます。

次に、障害福祉課では、手話施策推進方針に基づき、本年度開催を延期しました手話フェスタの開催、手話教室や、手話DVDの上映などを通じて、手話の普及啓発を進めます。

また、外出が困難な高齢者や、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための外出支援サービスを提供するとともに、将来に向けて持続可能な外出支援制度とするため、制度の在り方について、庁内横断的に検討を進めます。

保健福祉課では、産前から出産、産後、子育て期まで切れ目のない子育て支援に

取り組むとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行うことにより、生涯を通じた健康増進を図ります。

また、誰もが自殺に追い込まれることのない宍粟市の実現を目指すため、自殺が社会的課題であるという意識の醸成に努め、自殺率の低下を目指します。

新型コロナウイルス対応につきましては、冒頭申し上げましたとおり、感染の蔓延と重症化を防止するため、ワクチン接種推進室を中心にワクチンの接種を推進いたします。

福祉相談課においては、ひきこもり支援のための相談窓口、居場所の提供等を行うサポートセンターを設置し、当事者と家族の支援を行います。

また、いきいき百歳体操など、通いの場の支援を行うことで、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防、地域の支え合いの体制の構築を推進します。

一宮、波賀、千種の各保健福祉課においては、地域における健康と福祉の総合窓口、地域包括ケアシステムの拠点として、本庁舎各課と連携の下、各種事業を推進します。

また、医療の希薄な地域である一宮北部において、旧一宮北保育所跡に新たに国保診療所を開設し、将来に向けて地域住民が住み慣れた地域で医療が受けられる体制を整えます。

波賀、千種の両国保診療所におきましては、引き続き市北部の地域医療の拠点としての役割を担っていきます。

訪問看護ステーションにおいては、組織強化を図り、住み慣れた地域で安心して療養生活が図れるように、地域の医療機関と連携して、24時間体制の看護の提供による地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

以上、健康福祉部の取組方針と重点事業の概要について説明をさせていただきました。

令和3年度は第2次総合計画前期基本計画と第1次地域創生総合戦略を総括し、次期へつなぐ1年となります。健康福祉部におきましては、子どもが健やかに育つまちづくり、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりの実現のため、各課が横断的に連携し、それぞれの事業に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この後、各課長より発言通告に基づきまして順次お答えをさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

事前打合せのとおり、順次お願いいたします。

山下委員。

○山下委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。介護保険事業についてです。

宍粟市の介護保険料は兵庫県下でも高いです。令和3年度からの3年間の第8期は、第7期と同額の6,700円ということになっておりますが、引き下げるという方向性を持った検討はされなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 介護保険料の引下げを検討しなかったのかという御質問にお答えさせていただきます。

65歳以上の介護保険料は市区町村ごとに決められ、金額はその市区町村の利用者が利用する介護保険サービスの水準を反映したものになっております。介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画期間中の介護サービス事業費の利用見込量に応じたものとなるため、介護サービス見込量が多い市町村では保険料負担が高く、その見込量が少ない市町村では保険料負担が低くなる、そういう仕組みになっております。

これまでも第8期介護保険料につきましては、委員会等で説明させていただいておりますとおり、宍粟市では現状の見込量でいきますと、第8期は保険料基準月額6,977円の見込みとなっており、第7期に比べると277円まだアップするということになっております。そこで、基金の活用をし、第7期と同額の6,700円と設定し、本来の必要保険料から引下げを行っているというところであります。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 この内容につきましては、議会や委員会等で質問や討論を行っておりますので、この場では質疑のみさせていただきたいと思います。

まず、現在の最新の保険料未納者数は何人なのか、またペナルティを課されている人は何人おられるのか、またそのペナルティの内容を教えてください。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 今現在の詳しい滞納者数というのは、今日は手持ち資料を持っておりませんので、後日また報告させていただきたいと思います。

給付制限、今給付制限を受けておられる方なんです、今、2名おられまして、1割負担というところが3割負担という形にはなっておりますが、サービスの御利用はお二人ともされておられません。

以上です。

○今井委員長 では、次の項目に行きます。オンライン婚活応援事業ということで、神吉委員。

○神吉委員 私のほうからは、主要施策の41ページ、オンライン婚活応援事業というところで質疑させていただきます。

令和3年度より新たに始まる事業ですので、少し概要を含めて内容をお伺いしたいと思います。

結婚相談所の登録費用というのがあるんですが、それに対しての補助をしましょう、これは登録費用というのはいくらぐらいの金額のものを見ておられるのでしょうか。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 よろしく申し上げます。神吉委員の御質問に対してお答えさせていただきます。

このオンライン婚活応援事業につきましては、令和2年度は市内の民間事業所に委託をしまして実施をしておりますが、その事業を見直しまして、自治体や民間等が運営される結婚相談所に入会し、婚活をされる際の初期費用の一部を上限5万円まで補助しようとするものです。こちらにつきましては、今年度、令和2年度に委託をする際に実施しました見積り入札では、おおむね5万円から10万円の入札をしていただいております。また、有名な結婚相談所としまして、ツヴァイやオーネットというのを聞きになったことがあるかもしれませんが、そういうところだと10万円前後の入会費が必要となっております。ただし、私どもは兵庫県が主体で設置しておりますひょうご出会いサポートセンターというのがございまして、こちらも昨年からはスマホ婚活というのを始めております。それですと、登録手数料が20代では3,000円、それ以外の方については5,000円となっておりますので、このあたりも積極的に推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 続いて、宍粟市で住み続けたい対象者をどう把握するのかなんですが、もちろん結婚を前提にこういう募集、スマホで対応するということなんですけども、

それをどうやって把握していこうとされているのか、ここにはチラシをというふう
に書いてありますが、この3万円ですかね、のチラシという、その配布でどうやっ
て希望者を募っていこうとされておられるのかお伺いします。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 対象者の要件につきましては、この41ペー
ジの説明書には、宍粟市で住み続けたいと思っている人と記入しておりますが、補助
金の交付要綱には、その要件を入れない予定で今準備を進めております。よって、
補助金の申請の際には、住み続けたいと思っているというような誓約書を取るつも
りはございませんが、この事業を実施する目的が宍粟市への移住・定住を進めるこ
と、また少子化対策を推進するためであり、案内のチラシですとか、周知の際には、
ぜひ宍粟市に住んでもらいたいということをアピールしていきたいと考えておりま
す。

チラシにつきましては、印刷製本費で3万円計上させていただいておりますが、
ポスターを作成したり、また市内の結婚相談所も2か所ございますので、そちらで
配布をお願いしたり、商工会さんを通じて、市内の企業さんにもお知らせをしてい
けたらなと考えております。

以上です。

○今井委員長 それでは、次、結婚新生活支援事業のほうへ行きます。

山下委員。

○山下委員 それでは、説明書の42ページの結婚新生活支援事業について質疑をさせ
ていただきます。

この補助申請者見込数を10組とした理由、また補助金額を上限30万円とした理由
を教えてください。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 この事業につきましては、国の補助メニュー
を受けての実施となります。事業の実施の提案をする際に、既にこの事業を実施さ
れている県内の市町、近隣の市町さんにいろいろと補助申請の実績等、聞き取り調
査をさせていただいております。

所得制限のこともあってか、あまり実績は多くございませんでした。ただ、令和
3年度におきましては、国の補助要件である所得要件が340万円から400万円へと、
また対象年齢につきましても、35歳未満から40歳未満へと引き上げられますので、
あくまでもそれらを考慮して10組の予算要求とさせていただきました。

補助金額の上限につきましても、国の補助メニューに沿っての設定となっております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 この結婚に対しては、経済的な不安によって、やはり結婚に踏み切れないというようなことは確かにあると思います。そこで、この宍粟市において、そういったような事例及び相談等がどのぐらいの件数に及んでいるのかお尋ねします。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 特に相談というわけではないんですが、この国の補助メニューを既に取り入れられている市町がありますので、宍粟市ではこういうことをされていないんですかというような問合せは数件ございました。

この事業を提案するに当たって、市内の若い方の所得の状況ですとか、あとはひと・はたらく課が実施しております森林の家づくり事業などの申請をされた年齢の方がどれぐらいいらっしゃるのかというようなことも調べまして、取りあえず、令和3年度につきましては、国の補助メニューの要件にのっとり実施をしようということで今回提案をさせていただいております。

以上です。

○今井委員長 続いて、同じ項目で、津田委員。

○津田委員 私、今説明の中で、この要件が国の補助メニューに沿った形だということなんですけど、実際、私質疑させてもらってるのは、この年齢制限と所得制限なんですけど、これもじゃあ、そしたら全部国の要件に沿った形ということによろしいんですかね。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 おっしゃるとおり、国の要件に沿っております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 実際、例えば、この要件に対象になるような人数ですよ、それ、例えば前年度でどれぐらい出たかとか、その辺は把握されているんですかね。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 この事業自体、本市においては初めてですが、本市で入籍届をされた方につきましては、年齢ですとか、所得につきましては調べるのが、やっぱり個人情報に関係もありましてできませんので、近隣の

市町に問合せをして、どれぐらいの申請があったかということ参考をさせていただいております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 私的にも、これすごいいい施策で、やっぱり若い世代にこういう仕組み、いろいろつくっていかないといけないなと思うんですけども、例えば、市独自で、ここの要件ちょっと広げてやっていこうとか、そういう議論はされたんでしょうか。なかったんですか。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 ありがとうございます。おっしゃっていただいているとおり、私どもも、もう少し広げてということも検討をいたしました。しかし、本市においては森林の家づくり事業の補助金もございますので、できる限り住み続けていただきたいということで、住居の購入については、そちらもございますので、今回につきましては、所得の低い方の結婚を応援するというところで、賃貸での生活をされる方の後押しをメインに考えられたらいいなと思ひまして、今年度については、その要件で実施をしていき、今後、実績等を検証しながら、また見直しをしていきたいということで考えております。

○今井委員長 続いて、同じですね。

神吉委員。

○神吉委員 引き続き同じところなんですけれども、今年度のということで、事業期間が令和3年から令和3年となっております。今年度のみの事業であるということでしょうか。

それと、その後は考えられるのでしょうかということと、結婚生活状態に期間を定めているかと私が疑問に思ったのは、そういう要件の中に、どのくらい住めばということも規定はないのでしょうか。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 今年度の事業の実施に当たりましては、4月からの事業実施ではございますが、1月の1日以降に入籍された方を対象にしております。これも、国の要件どおりとなっております。

先ほど申しましたように、できれば1年1年、実績を踏まえながら、もう少し事業を見直して使って使いやすいもの、また宍粟市に住んでみたいなと思っていただけるような事業に見直していきたいということで、また国の補助要件が今後どう変わっていくかも分かりませんので、1年1年、要綱については見直して見直していきたいと

考えております。

以上です。

○今井委員長 それでは、次の項目に行きます。介護人材確保対策事業ということで、飯田委員。

○飯田委員 令和元年度の決算時に講座、セミナーの参加者数などについて成果があまり表れていないんじゃないかなというような指摘があったんですけども、今回、3年目になるんですか、今回、看護人材マッチング支援事業という部分から、介護人材確保、定着対策業務という形の事業に変化させているようには思うんですけども、こういうふうに変えていったことについての考え方をお聞きしたいと思えます。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 飯田委員の御質問にお答えします。

令和元年度から介護人材確保対策事業に取り組んでおりますが、初年度の介護職場体験セミナーについては、周知期間が短く、事業の受入期間も短かったため、成果が表れない状況でした。介護支援専門員の試験対策講座につきましては、これまで一定の成果はありました。令和元年度は5名受験のうち4名の合格、令和2年度は4名受験のうち3名の合格となっており、令和2年度の合格率が県平均で16.6%のところ、宍粟市の本講座の受講者の合格率は75%と高い水準になっております。

また、介護人材マッチング支援事業からどう変化していったかという点につきましては、介護職場への就労後の定着にも支援が大事ということで、令和2年度に引き続き、わくわ〜くステーションを通じ、支援を行うこととしておまして、介護サービス事業所に対する訪問等によるヒアリングや、求職者に対する介護職等の照会、職場の見学や体験、また就労後の離職防止のためのフォローアップ等も現在実施しております。引き続き、継続して、このように展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 では次、同じ項目で、榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、同じところをお願いをいたします。

介護人材がなかなか確保するのが難しいような情勢が日本にもあると思うんですね。宍粟市もそうだと思うんですけども、外国人の介護してくださる方も徐々に増えつつありますが、介護養成講座というのは外国人向けの計画はありますか。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 榎橋委員の御質問にお答えします。

外国人の介護人材対策につきましては、兵庫県において、外国人材の円滑な受入れに向けた仕組みが整えられており、広域的なところで研修等を今実施しております。

主な取組としましては、実習支援センター相談員設置事業や、介護技術研修事業、実習生等学習支援事業、外国人留学生の定着支援事業などがあり、こういったところを活用していただくことで、外国人の方が介護職場への就労等につながっていくものと考えております。

以上です。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、県のほうで養成というのか、それをしていただいて、そこから派遣じゃないですけど、こちらのほうにも来ていただけるという、そういうシステムにはなっているわけですか。

よく聞くんですけども、東南アジアのほうから来られる方もたくさんいらっしゃって、結構、日本人より人気があるっていう、何か、すごい親切で本当に心が伝わってくるという、そういうことをおっしゃる人もいらっしゃったりするんですね。ややもすると、日本人の介護職員さんは、いろいろ、取得することいっぱいあるじゃないですか。それを取ることによって金額が上がっていくというので、その競争率が、競争していく、そういう雰囲気のある職場があると聞いたりするんですね。本当に受けられる方のために、心からしていく、そういう介護が、ややもすると置き去りになってしまうというケースもあったりするのを聞いたことがあるんですけども、そういうことの懸念とかは本市ではありませんか。

○今井委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 現実的に国籍が多様な中で、市がなかなか主体となってこういう事業をするのは難しいと思います。市としましては、引き続き、これらの制度を周知図ることで、多様な人材の確保という点も大事ですので、今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 それでは、次の項目行きます。外出支援サービスです。

山下委員。

○山下委員 続きまして、説明書の45ページの外出支援サービスについて質疑をさせていただきます。

この利用対象者、この中で介護保険の要介護認定3から5の認定者としているのはなぜなのかということをお尋ねします。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 山下委員の御質問にお答えをいたします。

外出支援サービス事業につきましては、公共交通機関での外出が困難な障がいのある人や高齢者に対して、居宅と日常生活に必要な行き先との間の送迎を支援するということを目的としております。

外出が困難な方の判断基準の一つとして、要介護認定3から5というような要件を設けております。この点につきましては、平成28年度の制度の見直しの際にも議論があったわけですが、要介護1、2であっても、バスに乗れる人は大勢いらっしゃる。また逆に、要介護3に満たない場合でも外出が困難な人はいるのではないかなというような議論を経て、このような形で決定をしておるところです。

ただ、要介護3から5の要件に合わない方につきましても、その他申立てということで申請を受け付けておりますということでございます。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 という説明を受けたわけでありますが、私の認識といたしまして、要介護1に判定を受けられた方は、やはり何らかの介護者、あるいは何らかの介助をなくしては、やはり外出できない状態であられるというふうに、実際の、この実感の中から感じているわけですが、要介護1、2の方で、公共交通が実際に利用できる方というのは何人いらっしゃいますか。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 人数については、よう把握してないんですが、先ほど申し上げましたように、要介護3から5の要件に合わない方については、その他申立者ということで受付をしております。申立者の判定について、公平にという指摘も受けておるところですので、判断基準の検討も必要ですけれども、申請方法についても、今後検討していきたい、そういうふうには思っております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 提出していただきました資料の20ページに、下段の表です。区分ごとの外出支援サービス登録者数が記載されておまして、令和元年度に比べまして、令和2年度、12月末現在ということではあります、だんだんと、要介護3、4、5の

登録者が減少してきているのというのは、どのような理由からになるのか、特に、要介護3が平成30年度、令和元年度と、随分と減少してきているように思うわけですが、どのような理由からなのかということをお尋ねいたします。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 まず初めに、ちょっと資料の訂正、おわびをさせていただきたいと思います。令和元年度の要介護5と要介護3の数値が入れ替わっております。あと、令和2年度も同様に、要介護5、要介護3の数値が入れ替わっておるところ、おわびいたします。

令和2年度につきましては、12月末現在の数字ということで、まだ、それ以降、まだ数字が伸びていると思われますので、はっきりとした減少の要因というのはつかんでいないというような状況でございます。

以上です。

○今井委員長 それでは、同じ項目で。

飯田委員。

○飯田委員 外出支援サービス事業につきましては、いろいろな問題点も指摘される中で、この事業自体が委託事業ということで、事業者との信頼関係によって成り立つというふうに考えるんですけども、その制度の見直し自体もですけども、利用内容についても、また業務委託の内容についても見直しを図っていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、現状、今問題点として考えておられる部分についてお伺いいたします。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 飯田委員の御質問にお答えをいたします。

外出支援サービス事業が今のような形になって10年になりますが、この間、利用券の枚数であったり、対象者の範囲、利用料金、行き先など、利用内容の見直しを行ってきました。特に、平成28年度にはこれらの点について大きく見直したところがございますが、これにつきましても、はや5年が経過しようとしているところでございます。

御指摘のように、利用内容、もちろん業務委託の内容についても、より適切に外出支援サービスを実施できるように見直ししていく必要があると思っております。

外出支援サービス事業につきましては、利用者にとっては有効な支援となっておりますけれども、市の負担のことを考えると、今後この制度をどう維持していくのか、また市民の移動については、市全体の課題と捉えて、外出支援サービスの役割

をどう位置づけるかというような検討が必要とっております。そうした中で、委託内容についても整理したいというふうに思います。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 おっしゃるとおり、支援を受ける側にとっては、なくてはならないサービスであります。これを持続的に続けていくためには、その辺のところをきちっと見直していくことがこの事業自体の存続にも関わりますし、またこれに、委託を受けてやっておられる事業者にとっても、やっぱりその辺が重要な部分になってこようかと思っておりますので、適切な判断をしていただいて、持続可能な事業としてやっていけるように見直しを図っていただきたいというふうに思います。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 2月の末に、事業者への令和3年度向けの説明会を行って、現場を知る事業者からの意見も外出支援の見直しに参考にしたいと思ったんですが、やっぱり、そうした場では意見いうものは出てこなかったということがあります。そういう機会もまたつくりながら、この制度がよりよい制度となるよう検討したいというふうに思います。

以上です。

○今井委員長 では、続いてお願いします。

榎橋委員。

○榎橋委員 私も外出支援サービスのほうからお願いをいたします。

委員会のほうで透析患者さんの外出支援も今後検討していかなくてはいけないのではないかというお話もありました。かつて、総合病院のほうから乗り合いで送迎ができないものかというのを検討された経緯もありますが、透析の患者さんというのは何曜日の何時頃からというのを、ローテーションがちゃんとありまして、今日は何時に入るんだというのが、ちゃんともう決まっているわけでありまして、体調もいろいろありまして、その点も難しいところもあるかも分かりませんが、白紙になってしまったわけですけれども、それは全く今後無理なことなのか、全体的に外出支援サービスというのを見直す方向に行かなくてはいけない時期ではないかと思っておりますけれども、そのお考えをお願いします。

○今井委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 榎橋委員の御質問にお答えをいたします。

透析患者の送迎につきましては、平成元年度の実績で外出支援サービス事業費の

45%を占めておりまして、もっと効率的な送迎ができないかという視点で市の直営あるいは総合病院での送迎も含めて検討が必要というふうに考えております。

総合病院でどうかということにつきましては、新病院の整備と絡めて一緒に議論していくべきというような提案もされておりますが、担当課としましても、それができない場合にはどうするかというようなことも含めて検討したいというふうに思います。

透析患者の送迎について、平成30年度の利用者の情報を基に、総合病院でどんなことができるかというような、ルートの割り振りをしてもらって試算すると、送迎をうまく回すためには6ルートぐらいは必要ではないかというようなことの見聞ももらっております。直営とすることで、幾らか費用の削減は可能かもしれないんですが、申請の加減によっては、ルートを増やす必要があるかもしれませんし、利用者の配車調整であったり、車の維持管理、事故への対応というような課題も抱えるということになります。そういうことも踏まえて、今後協議が必要ではないかというふうに思っております。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 本当にこのサービスの事業は、結構、今おっしゃったみたいに、結構かかってますよね。本当にサービスはしっかりしていかなきゃいけないというのは分かっているんですけども、しっかりそこ、見直すべきところはしっかり見直して、将来性のことも考えながら、しっかり検討していただいて、早く早くと急ぐわけはありませんけれども、いろんな意見を持ち寄って、いい方向性、また全国のいろんなケースもあるわけでありまして、それも検証していきながら、しっかり研究はしていただいて、何がいいのか、何が、どうサービスしたら皆さん喜んでいただけるのかというのも今後の課題としていただければありがたいです。

以上です。

○今井委員長 それでは、次の項目へ移ります。

山下委員お願いします。

○山下委員 それでは、説明書の46ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業ということで、生涯を通じた健康の保持・増進を図るという事業目的でありますにもかかわらず、当初予算が74万7,000円ということで、私の聞いておる質問、ちょっとこの予算を見て、どうなのかなというような感じの質問になっておりますが、この事業を開始するに当たりましては、やはり理学療法士、あるいは栄養士といったような専門職の配置というのは必要不可欠になると思うのですが、そういっ

たところをどのように考えておられるのかということをお尋ねいたします。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 山下議員の御質問にお答えします。

質問では、専門の正規職員の増員はという御質問でしたので、その部分につきましては、正規職員の増員という予定は今のところはございません。ただ、正規職員が専任としてこの事業の企画や調整に当たるということになっておりますので、その部分に関しましては、この予算の中には入ってはおられません。

ただ、その職員が従事していた業務を他の職員ですとか臨時職員が対応をする予定になっておりますので、その部分に関しましては、この事業の予算の中には入っていないということになります。

ですので、栄養士につきましては、管理栄養士なり栄養士がほかの事業等でも活躍というか、従事をしておりますので、その職員と一緒にやって、従事をさせていただくというようなことにもなりますし、理学療法士や、その他、歯科衛生士などにつきましては、臨時でお願いをするということで、この予算の中に入っているような形になっております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 ちょっと最初に出してた質問と予算額の関係で、ちょっと変わりましたことをおわび申し上げます。

ちょっと、再質疑させていただきたいんですけれども、それで令和3年度当初予算の内訳として、報償費22万1,000円、需用費27万4,000円、役務費6万9,000円、備品購入費18万3,000円の、ちょっとこの内容を教えてください。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 報償費につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、正規職員等で賄えない部分につきましては、理学療法士であったり、あと歯科衛生士であったりをお願いする報償費となっております。

需用費につきましては、様々な用紙代であったりとか、あと調理実習等をするときの材料代であったりというようなものが含まれます。

備品につきましては、体重計等の購入というものがこちらのほうに入っております。

以上です。

○今井委員長 それでは、同じ項目で。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 同じように、山下委員の後の、新規されます高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業なんですけども、先ほどもありました予算については、昼まで市民生活部のほうで後期高齢者医療等で支出金があったり、収入の部分については、お聞きして説明を、今の説明の部分と重複する部分だったんですけど、お聞きしておりますので、予算に関しては今回の場合は割愛させていただきます。

それで、まず一番最初に、1番として出しておりますのは、初めての新規事業ですので、この事業は総合的に行う事業だと、各課なり各担当が総合的に行う事業やと私は感じております。保健福祉課、福祉相談課並びに市民生活課等と一緒にやる行事やと思っただけなんですけども、その辺の連携とか、それから、これからどのように対象者に対して周知されていくのかというような手法いうんですかね、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 田中一郎議員の御質問にお答えします。

この事業につきましては、国保データベースシステムというものがございまして、このシステムでは、健診の結果、また医療の受診の状況、それから介護保険の情報、この三つと一緒に分析ができるシステムとなっております。

この情報を活用しまして、宍粟市の状況を把握し、また国、県、それから同規模の自治体との比較ができるようになっております。このようなデータを基に、兵庫県後期高齢者医療広域連合から高齢者の保健事業についての委託を受けた形となりまして、現在、既に行っております市の介護予防と一体的に実施するという事で、この事業を進めるに当たりまして、市民課、それから福祉相談課、そして保健福祉課で何回か協議のほうを重ねてまいりまして、今年度につきましても、モデル事業ということでも、取組を少しさせていただいております。

事業の計画を立てながら、より効果的な事業内容となるように、広域連合からも、様々な指導を受けながら事業を進めることとなっております。また、この結果等も随時、広域連合のほうに報告といいますか、相談等をさせていただきながら、また指導を受けて、よりよいものになるように努めていくこととなっております。

対象者なんですけれども、健診の結果等から、未治療者であったり、指導の対象になる方を抽出して、保健指導であったりとか、受診勧奨、また集団での取組が必要な場合は、そういうような取組につなげていけたらというふうに思っております。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 よく分かりました。初めてですので、全ての課が協力しながら、実際、これができたからいうて、数字で表せる事業ではないと思いますので、こつこつと頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして、通告に出しておる②なんですけども、これも、今、質疑させてもろたような内容と重複するんですけども、ここにハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチというのが出てきておりましたので、あえて質疑させていただきたいと思います。

この内容については、既に、それぞれの部署、それぞれの機関、それぞれの団体で、もう既に実施されている部分でもあろうかと思うんですけども、新規事業として、ここにうたってある以上、特にこの部分は私は大切かなと思っておりますので、新たにこの部分についての取組が、具体的な取組の計画がありましたら教えていただきたいと思って、出しております。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 田中一郎議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでも介護予防事業ということで、ポピュレーションのアプローチは、特に重点的に取組をさせていただいているところではございますが、これに加えて、先ほども説明をさせていただきましたが、そこに健診の受診の状況、また結果、また医療にかかられているのかどうか。また、介護の認定を受けておられるかどうかというようなことを連動をさせながら、よりその対象者を絞りながら事業に取組を進めていくというような形になっています。

例えば、糖尿病の方から、重症化で透析等に行かれる方のリスクがある方などを抽出をさせていただいて、対策を練っていくとか、あと高齢者の中でいけば、虚弱な高齢者の方の把握ということで、肥満とか、痩せの状況などを把握をさせていただいて、栄養士が低栄養の重点的な取組をするというような、少し的を絞ったような形で取組ができていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 先ほども市民生活部のほうでも申し上げたんですけど、こういう事業が最終的に医療費の抑制とか、もっと大きく言えば、国保税の軽減とかいうようなところに結びつくと思う、本当の底辺の事業やと思いますので、頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして、提出しております施策方針・主要施策の48ページ、委員会資料を頂

いております35ページにつきまして、一宮北診療所開設事業についてお伺いしたいと思っております。

これは念願であったすばらしい取組やと思っております。まず、そのうちに、じゃあ、診療所を開設したら、どこまでの検査とか治療とか、一般に言うレントゲンという一般放射線とか、内科・外科の処置、それから検査などが、機能としてどこまでのものを考えておられるのか、また医師会なり、等々でどの程度までやろうかというような案ができているのかということをお聞きしたいと思っております。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 田中一郎議員の一宮北診療所の開設事業という部分に関しての御質問にお答えをさせていただきます。

現時点では、一宮北診療所の診療の形態ですけれども、波賀診療所の形態を想定というか、イメージをしております。基本的には、一般内科の診療、簡易な外科処置などができる。そして、検査としましては、単純なレントゲン撮影、血液検査、尿検査、心電図検査などができるということを想定をしております。

地元の医師会等につきましては、当初より医療が希薄になる一宮北部の医療については御相談をさせていただき、この診療所を開設するということにつきましては御理解をいただいて、いろいろとアドバイスなどもいただきながら進めているところです。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 最低、初診ですのでね、血液検査、それから一般の簡単なレントゲンができるということは、今、機能も、検査の能力も上がってますので、ほとんどのものを見つけて、次の2次、3次に紹介していただけたらと思っております。

続きまして、②なんですけれども、そうしますと、今、現かかりつけ医のところ診療に行っておられる方、それから一宮北部から数年前であると、北部のもう一つの診療所にかかっておられた方が、一宮の南部とか、波賀とか、山崎のほうで今かかりつけとして通われておる人たちの情報提供とか、それからそういう周知とか、それから特に、やはり見ますと、高齢者の方が多いわけで、その人たちにどのようにすればいいんですよと、やはりきめ細かい指導をしてあげないと、なかなか高齢者の方というのは路頭に迷われると思うんで、その辺の指導なり周知いうのも、今度一宮北診療所をつくる市の立場としたら必要な部分かなと思っておりますので、ここにきめ細かな説明や周知、また医師会や地域連携室、ケアマネジャー等々も関わ

っておられると思うんで、その辺のところも早めに重々周知してあげておれば、一宮北診療所がすごく役割として果たすような時期が来ると思うんで、その部分について1点質疑させていただきました。最後になりますけどお願いします。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 今回の御質問にお答えをさせていただきます。

新しい診療所ができるということで、先ほども医師会等にはもう御相談をさせていただいておりますが、なお、きっちりと開設ということが決まった段階で、またお願いといいますかもさせていただき、そして新しい診療所が開設になるということにつきましては、地域の住民の方にはきめ細かく周知をさせていただけたらというふうに思っております。

また、今かかっておられるところから、新しいこの診療所に主治医を変わりたいという御希望がある方につきましては、医療機関の中でも、希望で変わられたりということで、うまく連携ができる形としましては、今の主治医の先生から紹介状なりの情報提供をいただくような形に、流れとしてはなっていくように早め早めから説明ができればというふうに思っております。

また、地域連携室につきましては、一宮北部診療所で賄えない検査とか、あと入院退院に関しまして、いろいろと連携を行っていかなければならないかというふうに思っておりますので、連携がきちっと取れるような形で周知といいますか、顔合わせ等、早めからできればというふうに思っております。そのようにさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○今井委員長 それでは、同じ項目で、次お願いします。

飯田委員。

○飯田委員 同じところをお願いします。もろもろのところについては、今、田中一郎委員のほうからありまして、いろいろとるる説明があったと理解します。ところが、現状、開業医がおられる、この診療日数と比べまして、週2日の開院予定という部分について、やはりもっとそういう部分が千種同様の運営ができないのかなというふうには考えるところなんですけれども、最初からどの程度の利用が見込めるのかという部分もありましょうし、その辺、開院して、そこから先の状況の判断の中でその開院日数が変わっていくというようなことが望めるのかどうか、それについてお伺いします。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 飯田委員の御質問にお答えします。

今、飯田委員のほうもおっしゃっていただきましたように、今現在診療をしていただいております医療機関につきましては、すぐに閉院ということになるわけではございませんので、すごく地域のために頑張っていただいておりますので、引き続き、診療を続けて頑張りたいと思っております。ただ、将来に向けて、一宮北部の地域医療がよりよい方向に進むようには、絶えず、いろいろと調整や協議を重ねながら努めていけたらというふうに思っております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 一定の人数のある地域でありますので、どうしてもその辺のところは心配になってくると。距離的にも結構な距離がある地域でもありますので、その辺のところ、高齢化が進むにつれて、余計開院日数が少ない分、またよそへ行かないかんなどというようなこともありますので、その辺のところは、今からいろんな調整の中で、その辺のところは考えていっていただけるようお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○今井委員長 続いて、同じところで。

榎橋委員。

○榎橋委員 私も同じところなんですけれども、この一宮北診療所は波賀の診療所と同じ形態というんでしょうか、波賀は総合病院のほうから医師に来ていただけてますよね、そういう感じで行っていかれるわけですか。

○今井委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、説明しておりましたように、開院当初は週2日から3日程度ということで、医師の部分については、現在調整中というところで、本日現在で、じゃあ、どの先生にどうということまで、少しお答えしにくい部分があるんですが、10月開院に向けて、今、ほぼほぼ先生のほうの確保もできておるんですが、今日、まだお答えするに至っておりませんので御容赦願います。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 それは、総合病院からというのじゃなくてでしょうか。違うところからでしょうか。

○今井委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 将来的な部分もございますが、現時点においては、今、波賀診療所で取っておるような形態での医師をお願いするという、そういうことでございます。

○今井委員長　そしたら、次の項目行きます。ひきこもりのほうです。

田中一郎委員、お願いします。

○田中一郎委員　それでは、主要施策49ページと委員会資料28ページの上段に出ておりますひきこもりについて。これはもう単純な質疑なんですけども、当事者同士の話し合いとか、家族会の交流会を通じて支援を行うことは重要であると思うんですけども、予算化されております。それぞれ施設等の考え方もあるだろうし、それから、なかなかひきこもりの場合は、本人さん、家族の方の考え方もあるんで、一概に、何回そういう会を持ちますよというのは難しいと思うんですけども、やはり1人でも、全く参加者がなかつても、年間やりますよという打ち出しはしていかないと駄目かなと思っておりますので、どれぐらいな部分で、担当部局として持ちたいなど感じておられるのかお聞きしたいと思います。

○今井委員長　樽本課長。

○樽本福祉相談課長　田中一郎委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、田中一郎委員のほうからありましたとおり、平成2年度からひきこもりサポート事業として民間に委託しております。NPO法人ピアサポートひまわりの家によるひきこもりの場所歩歩を開設しております。

ひきこもりの居場所は社会に出ることや、人と関わることに不安がある人が自宅以外でも自分のペースで安心して過ごせる場所として開設しており、やはりたくさん的人数が集まって交流会をすとかいうことに関しては、なかなか難しいかと考えております。

現状ですが、施設の歩歩のほうで、来ている方の様子や状態を見ながら、月1回程度の交流会を開催していただいております。

あと、何回か歩歩に行っているうちに、利用者同士でゲームであったり、趣味の話とかで意気投合されて、2人、最初は2人でも、何人かで集まってゲーム大会をされたり、何かお話をされたりということもあるかと聞いております。そのように、人が集まっていただくことによりまして、交流が広がり、社会参加へのきっかけにつながっていくのではないかと考えております。

あと、家族会についてですが、今、委託しておりますひまわりの家が居場所として開設される前から、全国的なひきこもり支援団体の宍粟支部として活動されておりました、その家族会を月1回開催されております。そちらのほうにも支援の情報の共有や、ひきこもりに対する対応方法などを目的として実施されております。

やはり、ひきこもりに関して行政が関わることを敬遠される方もいらっしゃるま

すので、そういう歩歩さんと連携し、情報共有を行いながら、社会参加に向けた支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 今お聞きして、ひまわりさんのほうが家族会を月1回されておるいうことをお聞きして、なかなかひきこもりとか、障がい者の会というのは、家族会とかいうのは、なかなか持てないのが現状で、月1回されてるいうことは、素晴らしいことやと思います。

それで、一つ望みますことは、せっかく予算化されておりますので、参加者がなくても、実績がゼロやったからいうて、来年度にやめますとかいうような方向性に、できる限り打って出てほしくないと思っております。参加者がなくても、やはりこういう事業は続けていって初めて結果が出るという事業ですので、今年もそないして、家族会1回とかされておるいうことは素晴らしいんで、これを継続して進むように、また継続して予算化されるように望んでおきます。

以上、終わります。

○今井委員長 関連で。

榎橋委員。

○榎橋委員 すみません、全国的にひきこもりといたら8050の問題もありまして、昨年より、コロナ、もうほんと1年がたつわけですけども、実態を調査をしていただくの、委託業者の方にですね、ひきこもりじゃなくて、コロナによって、どういう状況だったかというのも把握はされているのでしょうか。

また、本当にどのくらい、実態でね、今まで分からなかったのに、浮き上がって、数値がこんだけ見えてきたと、そういうのがもしありましたらお教えください。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 すみません、コロナによるひきこもりがどれぐらい増えているかという情報は、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。

あと、調査による数でしょうか。申し訳ありません、ちょっと今、今日手持ちで持ってきておりませんので、次回出させていただくようにします。すみません。

○今井委員長 関連。

山下委員。

○山下委員 ひきこもり対策推進事業に対して関連の質問をさせていただきたいと思っております。

ひまわりの家さん及び歩歩さんが、本当にひきこもりになられがちな、非常に生きづらい人たちに対してしっかりと支援してくださっていること、感謝いたしております。

それで、やはり事業目的として、居場所の提供等を行うサポートセンターの設置ということで、やはりその居場所としましては、やはり様々な特性のある人たちに対応するためには、居場所の数を増やしていくということも大切なのではないかとこのように思われるわけでありますが、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 山下委員さんが言われたとおり、1か所だけでなく、本来なら、市内の南部と北部に設置という形が一番いいかと思うんですが、今のところ歩歩さんしか、ちょっと引き受けていただくところがない。今後、そういう事業所が出てきましたら、あと検討していきたいと思っております。

○今井委員長 そしたら、その次の項目、もう一つ行きます。高齢者の通いの場づくりのところですか。

榎橋委員、お願いします。

○榎橋委員 それでは、主要施策の50ページですけれども、高齢者通いの場づくり応援事業でございます。この345万円とあるわけですけれども、この金額、具体的に示してほしいと思います。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 榎橋委員の通いの場への助成金についてお答えいたします。

通いの場は、地域づくりによる地域住民や団体が自主運営し、高齢者が自由に集うことができる場所で週1回以上、介護予防、健康づくりを行うものとしております。

助成金は市内に居住する65歳以上の方で、参加者1人1回につき50円、1教室当たり5万円を上限としております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの関係によりまして、参加者登録人数等が把握できておらず、積算の参考にできなかったということもありまして、令和元年度の1教室当たり平均約2万8,000円、約3万円を参考にして令和3年度では1教室当たり3万円を計算しております。

教室は現在121ありますが、自主運営する団体に交付いたしますので、デイサービス等で行われている教室は省き、また昼や晩、2回行われている自治会などは同

一団体として扱うため、支給する団体は115か所として考えております。115か所掛ける3万円で345万円と計上させていただいております。

以上です。

○今井委員長 いいですか。

そしたら、審査の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。2時30分まで休憩にいたします。

午後 2時13分休憩

午後 2時30分再開

○今井委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての項目、病児・病後児保育事業のほうへ移ります。

浅田委員。

○浅田委員 それでは、病児・病後児保育事業ということで、1点質疑をさせていただきます。

気になっている事業でございましたので、確認をさせていただきたいと思います。

頂いております資料の15ページ、今年1月末現在で利用児童数が45人、実児童数14人、登録児が68人ということで、この事業については、利用がないにこしたことはないんですけども、いざというときの大切な事業ですので、皆さんそれぞれ保護者の方、多くの方に知っていただかなければならないし、また急なときに利用しやすい制度でなければならないという、そういう観点からの質疑でございます。

令和2年度、コロナの影響で利用者数に影響があったと思いますけども、それぞれ保護者の方から利用に当たっての意見とかが、それに対する対応、あるいはまた今言いましたように、事業の周知方法等、令和3年度に向けての改善点がありましたらお願いしたいと思います。

○今井委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 浅田委員からの病児・病後児保育事業についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、浅田委員のほうもおっしゃっていただいたように、令和元年度は開設が10月でしたので、約5か月間で利用者数は15人でしたが、令和2年度につきましては、50人をとにかく目指そうということで、おっしゃっていただいたように、利用者数が多ければいいという事業ではないんですが、国や県の補助金の基準額が49人と50人では、約210万円ほど違ってきます。それもありまして、皆さんに本当に必

要なときに利用していただきたいということで、年度当初に50人という目標を設定してまいりました。今日現在で48人の利用がございます。

利用者さんのほうからは、新聞報道でもあったんですが、コロナ禍で在宅勤務が増えたり、あとは発熱のときなどは、利用を見合わせたりということで、ほかの市町では利用者が激減しているというような報道もございました。本市における病児・病後児保育につきましましては、ほかの市町に多い病院や診療所内、また保育所やこども園内の設置とは違いまして、単独型という設置をしております。そういった意味からも、安心して安全な面では利用しやすいと提供いただけたのかなと思っております。

ただ、施設としましては、消毒作業の徹底や、また感染予防対策については、空気清浄機を設置したり、空気の循環や換気にも十分配慮をしていただくなどの徹底はしてまいりました。周知方法につきましましては、各保健福祉課や学遊館で子育て支援センターの活動があるときにお邪魔させていただいて、事業の説明や利用の呼びかけをさせていただいたり、また乳幼児健診の際にチラシを配布させていただいたり、年に数回、そらまめ〜という病児保育室のお便りを発行し、市内の学校園所を通じて保護者の方に配布させていただいたりというような形を取りまして、また、あと市のホームページや子育てアプリなども活用し、周知に努めてまいりました。

保護者の方の意見としましては、利用されている方からの御意見になりますが、仕事が休めないときに預かってもらえるので助かっているという御意見や、当日の利用が可能になって利用しやすくなった、また1人一つの部屋で見ただけなので、感染対策面でも安心だというような御意見はいただいております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。立ち上げからいろいろと御苦労いただきました。状況は分かりましたので、令和3年度も十分お願いしたいなと思うんですけども、特にまだコロナの関係もございますので、特に感染対策というのは、しっかりしていただいておりますけども、保護者の方が安心でお預けいただけるようなことで、よろしくお願いしたいと思います。質疑になってませんが、終わります。

○今井委員長 では、次の項目です。がん患者アピアランスサポート事業ということで。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは施政方針・主要施策の52ページの上段、頂いております資

料の33ページについて、がん患者アピアランスサポート事業についてお伺いします。

これも新規事業でありますので、まず、事業の概要を伺いたと思います。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 田中一郎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

がん患者アピアランスサポート事業の事業概要ということで御説明をさせていただきます。こちらの事業につきましては、令和3年度から兵庫県が新たに事業を実施するものの随伴というような形になります。兵庫県が事業を実施する市町への補助を始めるということで、市のほうも制度を整えて、希望される方に利用していただければと思っております。

兵庫県のがん対策推進条例に規定されているがん患者の療養生活の質の維持向上に向けての事業ということになるかと思えます。

近年、がん医療の進歩により、生存率は改善し、また通院治療環境の整備により、仕事や、また就学しながら通院している患者さんが増加している状況になっております。患者さんの治療に伴う外見変化に対する心理的負担、経済的負担も非常に大きいということから、がん治療中、また治療後も安心して学業や就業に専念できるように、外見変貌を補完する補正具についての購入費用の一部を助成するという事業になります。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、ここに補正具と出とんですけど、まず、外見の変化とかいう部分書いてあるんですけど、これはいわゆるよく言われますウィッグなどの、いわゆる美容ケアに特化したものですかということをお伺いします。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 田中一郎委員の御質問にお答えします。

今、県のほうから予定されている補正具としましては、医療用のウィッグになります。また、乳がんで乳房を切除された方の乳房の補正具、補正下着、または人工乳房という、この三つが対象製品ということになっています。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 そうしますと、3番目に私が出しておりますところは、今出ましたように、医療用のウィッグと、それから乳がん等の補正というような三つの項目が県からの補助であるということをお聞きして、あえて3番目お聞きするんですけども、外科的処置、消化器系統等で多い、皆さんが現場に出たりして仕事するのが大

変やと言われる、ストーマ等の術後の装着等、これは障害者保険で対象となっているようなんですけども、今回の事業は、こういう部分とはまた違うというような、整合性について、今説明聞いて分かったんですけど、あえて出しておりますので、お聞きしたいと思います。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 今回の対象補正具につきましては、医療保険の対象外、また今委員がおっしゃいましたように、身体障害者手帳の交付を受けて、日常生活用具の給付対象となっているもの以外という対象商品になります。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 よく理解できました。いずれにしても、がん検診の人数が33ページでは令和3年度の計画でも増えておりますし、世間一般、がん検診も増えております。それに伴いまして、特に医療の高度化によって、がん患者さんの治療の後の、術後のサポートというのは大変必要になってくるかなと思っておりますので、この事業が特に波及されて、皆さん、社会で同じように生活できるように、この事業も大いに進めていただいたらありがたいなと思っておりますので、よろしく願います。

以上、終わります。

○今井委員長 では、続いて同じ項目で。

神吉委員。

○神吉委員 その田中一郎委員が今質疑されたところの、もう少し数字的なところなんですけど、予算が11万円ほどなので、何人を見込んでおられるのかということと、そういう補正具に対する補助金というのはどれぐらいなんですか。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 神吉委員の御質問にお答えをさせていただきます。

補助額につきましては、この事業が県の事業に基づくものの随伴事業として実施をさせていただくものなので、県の予算の決議にも多少左右されるかなとは思いますが、今現在思っておりますのは、医療用ウィッグで5万円、乳房の補正具が2種類ありまして、下着的な形での補正で1万円、人工乳房については5万円が上限額というような形で、県のほうが案で示しておりますので、それが確定しましたら、その額で、市としても最初は行かせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、対象者の方がどのぐらいおられるかというのが、多分、たくさんおられる

のではないだろうかというところもあるんですけども、なかなか最初に積算が難しかったので、それぞれに1名ずつという、一番ちょっと最低な額にはなるんですけども、の予算ということで上げさせていただいた額となっております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 はい、分かりました。県の随伴ということは、私、このシステムが分からないんですけど、こういうものに周知というのは県がするものに対してですか、それとも市がしようとされますか。

○今井委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 県のほうも周知はされるかとは思うんですけども、市が一番最初の補助の主体となりますので、市が制度の利用ができるというところを周知をしていかなければいけませんので、通常のホームページ等のアップに加えまして、そういう治療をされている医療機関等にチラシを置かせていただいて、そういう治療をされる方に医療機関のほうから、こういう制度があるということを周知をしていただくような形を取らせていただくのが一番対象の方に届きやすいのかなというふうに思っております。

○今井委員長 それでは、次の項目に行きます。認知症予防のところ。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、施政方針・主要施策の53ページの上段ですね、これについて認知症予防検診というようなところで出ておりましたので、1点だけ質疑させていただきます。

この事業というのは、認知症の早期発見にある程度つながる場合もありますし、個人の意識もまた違ってくる部分であるんですけども、資料見ますと、健康診断、健診時の希望者のみに行うというような書き方されているんですけども、いろんな機会を通じて、できる限りに用紙等を出して、そのような機会を持つ計画を持つ計画を持っていただいたらありがたいかなと思っております。いろんな認知症の検査で、かかりつけ医とか、施設等でやっておりますけども、広くそういう認知症、いつかかるか分からない認知症の早期発見のためにも、こういう機会を皆さんに与えていくということも必要かなと思っております。よろしく申し上げます。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 田中一郎委員の御質問にお答えいたします。

この認知症予防検診、兵庫県版認知症チェックシートを用いた検査は令和2年度

より検診会場で行っております。対象外の方であっても、会場で認知症検診の看板を見かけ、対象の年齢ではないんですがとか、ちょっと気になるんでというふうに立ち寄っていただいた方も数名ありました。

あと、今年はシルバー人材センターの会員さんを対象にした講演会依頼が来ておったんですが、コロナの関係で中止となりましたので、会員さんの分、450名分をシルバーさんのほうにお渡しして、こういうことをしてみてくださいというふうにお渡ししております。

あと、チェックシートは平時、通常の相談業務のときに、ちょっと気になるような事例があるときに使用させてもらったり、あと、今後も老人会や通いの場、また職員が出前講座など行うとき、人が集まる機会があれば、チェックシートの配布を行い、認知症の早期発見に努めたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 私が無知なもので、シルバー人材センターの会員さんの450名等にもする予定やったと、これはすばらしい取組やったんやけど、まあ、これはコロナ禍で仕方ないというようなところで、私は予算化されている中で望みたかったことはそういうことやったんです。というようなことで、これからも進めていただくということ、認識しましたので、以後よろしくお願いいたします。

終わります。

○今井委員長 では、次の項目です。部局資料ですね。

飯田委員。

○飯田委員 部局資料の23ページの令和3年度地域支援事業、予算額概要の部分で、様々な支援事業が上げられておりますけれども、この包括支援センターの人員状況の中で、支援体制というものがこの人員で満たされているのかという部分についてお伺いいたします。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 飯田委員の地域包括支援センターの人的配置の状況についてお答えいたします。

包括的支援事業に係る人員配置としまして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとなっております、1人当たりの高齢者数が1,500人以下となるようになります。

1月31日現在の人員では、保健師、社会福祉士、主任介護専門員が9名となり、

1,500人以下の要件を満たしております。

また、現在の保健師1名が主任介護支援専門員の研修中で、間もなく研修修了となり、主任介護専門員が3名となります。

また、3職種以外にも、介護予防のケアマネジメント業務を行う介護支援専門員や、一般介護予防の認知症地域支援推進員、高齢者実態把握調査員などの専門職の配置をしております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 支援体制としては、ある程度満たしておるといえることですが、先ほどありましたような介護人材の不足という状況は、かなり顕著に見られる中で、訪問サービスとか、通所サービスとかを行っておる事業所で、事業所が本当に介護人材の確保に苦勞しておると思うんですけども、今現状、そういう業者として行っておる事業所について、そういう傾向をどのように見ておられますか。

○今井委員長 嵐係長。

○嵐高年福祉係長 御質問の件にお答えさせていただきます。

こういう地域支援事業の事業所全体も含めまして、介護人材の取組は今後重要になってくると考えております。そういう中で、事業者さんにつきましては、今現在、わくわくステーションのほうにも介護人材のあっせんのような事業のほうをお願いしている中にも、こういったヘルパー事業者さんのほうにも含まれておりますので、そういったところに周知なり、希望される方とか、そういったところもマッチングを今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 高齢化社会ということで、こういった介護を受ける方が多くなっている中で、近年撤退する事業者も結構あったりする状況の中ですので、やっぱりその辺の事業所と、そういうところのマッチング、きっちり進めていただきまして、そういったことが起きないように、よく目を配っていただきまして、早め早めの対応というものをお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○今井委員長 では、続いて訪問看護事業のほうで。

浅田委員お願ひします。

○浅田委員 部局資料の39ページ、訪問看護事業ということで、これも私気になっている事業でございますので、1点質疑をさせていただきます。

まずは、24時間体制で頑張っていただいておりますことには、非常にありがとうございます。感謝申し上げます。この事業、市内拡充して、年々利用者も増えているということで、それぞれ宍粟市でお暮らしの方の在宅生活を支えているという事業でございます。市内拡充したことが大きな成果になっているのではないかなと私自身は思っておるわけなんですけども、ただ、利用者が増えることは、事業としては、成果としてはいいことなんですけども、それに対応できるのは、やはりマンパワーというところに尽きますので、私はこの令和3年度も確実に利用者、あるいは延べ回数、在宅での看取り、また24時間体制ですから、緊急出動もでございます。マンパワーとしてどうなのか、やはり担当者が元気でなければ、この事業は成り立たないというのが、私はそう思っておりますので、そういった観点から令和3年度、伸びていくであろう事業に対して、体制的なことをどう対応していらっしゃるのか、その点について、まずお聞かせください。

○今井委員長 荒尾副課長。

○荒尾保健福祉課副課長 浅田委員の訪問看護の利用実績についてお答えいたします。

訪問人数で15%程度、訪問回数で20%程度の増加があります。職員体制も少しずつ充実してきており、理学療法士の雇用により、今まで看護師が担ってきた在宅でのリハビリ訪問の負担が軽減されています。在宅での看取りについては、今年度も20件程度あり、コロナ禍で面会制限がある中、最後を自宅で家族とともに過ごしたいと在宅療養を望まれる方が増加してきました。

今後も利用者の状況を見ながら、職員の体制については検討していきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 それぞれ担当の方御苦労いただいております。この間もありましたように、介護人材もさることながら、やはり看護師さんという専門職の確保についても大変苦労があるとは思いますが。それぞれ、今、月額、時間給も含めて臨時職員さんにもお世話になっておるわけなんですけども、必要な部分については、しっかりと体制を取っていかなければ、この事業が成り立たないというふうには思いますけども、その点、いかがですか。

○今井委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、委員のほうから御心配いただいておりますところ、非常に私も大切なところだと、このように認識しております。特に、宍粟市におきまして、な

かなか医療が希薄なところにおきまして、この訪問看護というのは、地域包括ケアの根幹を担っておると認識しております。そういう中で、先ほどございましたように、令和2年度、理学療法士も配置をしまして、在宅での機能回復訓練、これは非常に成果を上げております。

また、自宅での看取りというのが平成28年度と比較しまして倍増しております。こういったところ、今後も増えてくるところだと認識しておりますので、まず、訪問看護ステーション、こちらの組織としての確立をさせること、それから人員確保につきましても、今後、一宮北部の、先ほどございました診療所、これ10月開設を目指しておりますが、これと併せて訪問看護の体制につきましても充実させていきたいと、このように考えております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。それぞれ、やはり在宅を支える大きな事業ですので、ひいては市民サービスにつながるということでございますので、中にはケースによっては複数対応というのは、これはもうそういうふうになってこようかと思っておりますから、十分体制を整えていただきたいなと思っております。

以上で終わります。

○今井委員長 では、続きまして、飯田委員お願いします。

○飯田委員 それでは、部局資料の最終、40ページにあります指定管理業務全般の中で、健康福祉部の関係の宍粟市千種ふれあいサロンの指定管理料についてお伺いいたします。

これ、企画総務のほうの財務のほうで質問しましたところ、この部分については、健康福祉部のほうで管轄しておると、そして指定管理者選定審議会の答申の中で応募者と協議した上での決定での予算要求として上がってきた分ですから、企画総務としては、その分で了解しておるという回答で、その内容については、健康福祉部のほうで確認していただきたいということでしたので、今からお伺いしますけれども、単純に、この金額を見ますと倍増しておるといふ部分、その根拠として、こういった説明があって、こういう金額に決定したのかという部分についてお伺いしたいと思います。

また、基本的に収益業務の部分については、その団体の努力義務という部分があるろうかと思っておりますので、赤字が続いておったというような部分と、その辺のところの兼ね合いについて、どういうふうな理解の上で、この決定に至ったのかという部分についてお伺いしたいと思います。

○今井委員長 村上課長。

○村上千種保健福祉課長 先ほどの飯田委員からの千種ふれあいサロンの指定管理料の倍増についての根拠、収益の範囲についての御質問についてお答えさせていただきます。

千種ふれあいサロンは、開設以来、室自治会が管理運営をいただいております。しかしながら、室自治会として次期の指定管理は難しいというお話がございまして、指定管理者選定審議会にお諮りしましたところ、指定管理者の公募を実施する施設とさせていただきます。

公募の条件で、指定管理料につきましては、応募者の提案という形を取らせていただいております。これは、運営に当たり妥当な金額を確認するためのものです。公募時に提案いただいた額につきましては1,207万7,000円でありましたが、指定管理者選定審議会の答申に基づきまして、優先候補者であった応募者と協議いたしまして、経費の見直しを求め、運営に必要な指定管理料を提案額から127万7,000円を減した1,080万円とさせていただきます。

応募者からは、地域の若者の就業機会をつくることにより、地域を活性化させたいという強い思いがございましたので、こういった点も考慮させていただいた結果、この金額となっております。

室自治会につきましては、過去の経営において、なかなか採算ベースに乗れなかったという経緯がございます。

もう1点、収益営業分につきましては、当該施設の役目であります地域住民に密着した保健福祉サービスをする施設でございまして、子どもから高齢者まで、健康づくりを目的としております施設でございまして、利用料金自体が、風呂の利用料金は大人が400円、それから65歳以上、小学生が200円、乳幼児が無料、フィットネスにつきましては200円で、65歳以上が無料という保健福祉施設として、高齢者等に配慮した低廉な料金体系となっておりますので、収益性がなかなか上がるものではないということでございます。

以上でございます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 今おっしゃった千種ふれあいサロン全体の設置目的の部分、要は入浴施設としての健康増進であったり、地域の方々の触れ合いの場という場所の提供、そういう部分についてなんですけれども、宍粟市内にはいろんな施設が、温泉施設がございまして、入浴料につきましても、各施設、値段が違うという状況になってあ

ります。65歳以上は無料であったりとか、設定が違うということについても、前々からいろんな各地区で言われておったと思うんですけども、千種が一番、言い方が悪いかもしれませんが、安いという状況であります。その中で、そこで利用料金としての収益はあまり見込めないという前提があると思うんですけども。じゃあ、細々とした部分で、なぜ、どれぐらいの人数がおいでになって、どれぐらいの燃料費とか、そういったものを細かく精査をされた状況で、この金額が決まってきたんでしょうか。ただ単に、公募をしたときにこの値段が提案されて、協議の上という、そういう細かい部分については提示できないんでしょうか。

○今井委員長 村上課長。

○村上千種保健福祉課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

収入の件につきましては、ここコロナ禍と暖冬等の影響等ございます。そういったところも考慮しながら、それから新たな指定管理者の経営努力等も考慮しまして、利用料金のほうを算出させていただいております。

平成29年度から令和元年度の平均値等を利用していただいて、入込みの金額を出させていただいております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 このふれあいサロン自体の運営の中で、どこまでが設置目的に即したものと、また自主事業という部分もあろうかと思うんですけども、その辺のすみ分けについてはどのようになってますか。

○今井委員長 村上課長。

○村上千種保健福祉課長 指定管理部分につきましては、風呂、それからフィットネス、施設管理等になります。自主事業につきましては、レストラン、それから売店、それから自動販売機、こういったところが自主事業の域に入ります。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そこでお伺いしますけれども、前段の540万円の指定管理料で運営が難しかったという中で、実質、千二百万円何がしかの要求があって、その話合いの中で1,080万円になったという部分なんですけれども、どこまでが赤字を生んでいたところなのかという部分について、担当としてはどういう理解をされておりますか。

○今井委員長 村上課長。

○村上千種保健福祉課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

まずは、人件費が大幅に上がってきております。なかなか人の確保自体が、時給でも安くなるということについては、難しいということと、燃料費が平成27年から令和元年に対比しますと1.4倍ほど燃料費が上がってきております。ですので、こういうところが経費が大きいかさんだというところがございます。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 いろんな観点から見ていく必要があると思うんですけども、この施設の当初目的を必ず達成していくという思いでこれを続けていくということになるかと思うんですけども、実質、じゃあ、とめどなく補っていけばいいというものでもないと思うんですね。いろんな施設、今考え方がありまして、いろいろと協議はするんですけども、やはり地域になくってはならないものであるにしても、じゃあ、地域利用がないと、少ないと、維持ができないんだと、こういう部分の兼ね合いのところ、その辺のところをもっと考えていく必要があると。また、地域ともその辺のところ、話合いの中で、本当にこの施設が必要なかどうか。要らんとは言っていないんですよ、本当に必要ならどうしたらいいのかということ、やっぱり考えていく必要がある。ただやみくもに指定管理料を上げていって、それだけで維持していくという考え方は、もういつまでもは続かないと思うんです。こういうものをいつまでも続けようと思えば、どうしたら本当の意味で存続できるかということを考えたら、もう最終的には閉めてしまうしかないという結論になってくると思うんで、ただやみくもにそこだけ補っていけば、この事業は続けられるという考え方は勘弁していただきたいと思うんで、原点に立ち返った部分をもう一度見詰め直しながら、この事業の次の展開を考えていただきたいと思っておりますけども、部長、どうでしょうか。

○今井委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 このエーガイヤの在り方につきましては、これまでも度々、ふれあいサロンの部分ですね、議論をしていたところでございます。

先ほど、課長のほうの説明にもございましたが、この施設、設立以来、指定管理の部分については、地元の自治会のほうにお願いをしまして、かなり御苦勞をいただく中で運営をしていただいております。当初は、かなり入込み数も多く、経営的にもよかったという話も聞いておりますが、だんだん利用者も減っておる中、また冬場はスキー場のお客さんが利用が多くて、非常に冬もよかったなというようなお話も聞いておったんですが、昨年もスキー場、ああいうふうな状況でございまし

て、今年は少し入込みがあるんですが、そういう中で、それと人材がなかなかないということで、高齢になってこられて、なかなかこれまでのスタッフの方が今後難しいというようなこと、そういうようなこともありまして、今、課長が説明しましたように、新しい事業者さんのところで一新して取り組みたいというような御提案を受けております。

そういう中で、指定管理料が2倍になるということは、これは担当部としても、このままではいけないという課題は十分認識しておりまして、また千種における生活圏の拠点としての施設の在り方というところも、今、ちょうど市の内部のほうでも、この在り方については、しっかり今後に向けて議論をしようということで、今既に協議をしておるところでございますので、それらも含めまして、この施設の今後の在り方、また指定管理の在り方につきましても、令和3年度中には一定方向性を出していきたいと、このように考えておりますので、また今後御報告をさせていただくことになると思いますので、御理解をお願いいたします。

○今井委員長 では最後、同じ項目で。

津田委員。

○津田委員 私も同じところで、大体今話のほうは聞きました。平成29年から令和元年までの平均利用者数ですね、これどれぐらいの数字で見られてたのか。

○今井委員長 出ますか。

村上課長。

○村上千種保健福祉課長 ちょっと、今資料のほうを持ち合わせしておりませんので、また後日報告させていただきます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 この数字聞きたかったのは、私もさっきの話を聞いて、若者の雇用も、あとそこの維持管理でそれだけかかっているというのは理解できたんですけども、やっぱり指定管理費を倍増させる中で、やはり利用者を増やすような努力を、例えばそういう部分の、利用者今現状としてこれなんだけども、これだけ増やすことで、ここまで持って行ってほしいとか、そういう交渉というのはされているんでしょうかね。

○今井委員長 村上課長。

○村上千種保健福祉課長 新たな指定管理者から各種団体、観光協会や、まちづくり推進委員会、そういったところ、団体とも協力しながら、それから今も営業のほうを頑張っていていただいておりますので、入込客のほうは増やしていくことを確

認しております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 本当にこの指定管理者自体に、やっぱり利用者を増やす努力というのを、やはり、ただ単に、この金額出すのは出したらいいと思うんです。それはやっぱりその努力というのをしっかりしてもらうように、やっぱり行政からきちんと指導してもらいたいなと思いますので、その辺だけよろしくお願いします。

以上です。

○今井委員長 以上で事前通告の質問は終わります。

浅田委員。

○浅田委員 ごめんなさい、事前に質疑出してないんですけども、一つ、相談支援事業所のことについてお伺いをいたします。この事業所のことについても、ちょっと気になっておるところであるんですけども、いわゆる毎年度利用計画の策定からモニタリングということで、計画相談支援を実施していただいているわけなんですけども、令和2年度の状況も踏まえて結構ですので、令和3年度、この事業実施の見通し、いわゆる体制も含めて、見通しとしてはどうなのかということでお尋ねをいたします。分かる範囲で結構です。いわゆる考え方で結構ですので。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 障がい者の相談支援事業所のことについてお答えいたします。

相談支援事業所なんですけど、年々利用者数も増えておりまして、相談件数も増えております。

なかなか相談支援事業所もありませんので、どうしても市が受け持つということになりまして増えている状態ではあります。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 以前ね、各民間といいますか、ほかのところの事業所の立ち上げ等々なんかでも動いていただいていた経緯があるかと思いますが、なかなか立ち上げというところにはいきませんか。

○今井委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 やはりやめられる事業所もある中で、考えてますという事業所も実際にはちょっと聞いてはおります。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。それぞれ、この事業所がなければサービスの利用ができませんので、引き続きよろしく申し上げます。

終わります。

○今井委員長 ほか、ありますか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 そしたら、以上で健康福祉部の予算審査を終わります。

職員の皆さん、どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

(午後 3時16分 散会)